

第 2 回 ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

日時：2013 年 2 月 28 日（木）10：00～12：00

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

今日もご出席いただきましてありがとうございます。

最初にちょっとご連絡でございます。今日の配付資料でございますけれども、次第以外に、基本的には旧ガイドライン、これはお名前のある方のマイガイドラインを置かせていただいています。ない場合は、多分お持ち帰りになったと思いますので、新しいものを置かせていただきます。それから、前回のワーキンググループで修正のご指摘をいただいた I 部、II 部の部分の修正の案を配付をさせていただいております。

それから、議事録の件ですけれども、今日も録音をさせていただいておりますが、約 3 週間後に公開させていただければと思います。

それから、議事次第でございますけれども、今日、I 部、II 部の修正、これだけで時間、おそらくいっぱいになると思いますけれども、もし時間が余るということになれば、III 部に入って検討を開始していただくということでいかがかなというふうに思います。

III 部については、最低限、文言の修正がございますので、そこはうちのほうで修正をさせていただきましたけれども、基本的にはまだ中身はいじっておりませんので、これは今回の動向を見て、次回、配付をさせていただければというふうに思います。

それでは、進行を村山座長にお願いしたいんですが、もし座長、差し支えなければ、例えば I 部、II 部についてワンフレーズずつ、こちらのほうから、ここを修正しましたという説明を加えながら、またご発言いただいて修正いただくと、というようなやり方でもよろしいでしょうか。

村山座長：

はい。その前に、議事録は、議事メモが 3 週間後というふうにおっしゃったんですけれども、前回のものも、もうできてるということですか。

佐々木主幹：

終わりました。

村山座長：

ああ、そうですか。高梨委員は前回ご欠席だったので、ちょっと今日の議論のフォローをしていただくと。ちょっと難しい点があると思いますんで。

佐々木主幹：

分かりました。今日ここにありますんで、ちょっとお持ち帰りいただければと。すいませんでした。

村山座長：

では、順番にご説明いただいて、議論を。

佐々木主幹：

よろしいですか。はい。

村山座長：

はい。よろしくお願いします。

佐々木主幹：

ワンフリーズずつ止めて、それで、これでいい、あるいは修正してくれというようなことをご発言いただければというふうに思います。

じゃあ、作本さんのほうから。

作本審査役：

では、私のほうが、ご紹介していただいて、あと、とりまとめというか議論は、座長のほうにお願いしたいと思います。

お手許に今、見え消しのほうで赤字の入っている、これは私どもで、いわゆるたたき台として皆様でご検討いただきたいということで書き込んだものです。かなり線が消えていたり点の位置を動かしたりで読みづらいかとは思いますが、もしその場合には——これをちょっと直したのがないんですね、すいません——いわゆる読み消しをベースにいくということでした。

それで、まず全体の構成なんですけど、表紙を今、書いてる最中でありますけど、改訂版ということで書かせていただいております。

目次のところをまず見ていただきたいんですが、1枚目の裏ですね。これが全体の構成です。これは一応、第Ⅰ部から第Ⅲ部まであります。今、皆様方に本文のほうでお配りしているのはⅠ部とⅡ部まででありますけど、Ⅲ部については、今ちょっとまだ内部で調整中ということで、今日はお配りしておりません。

Ⅰ部とⅡ部の中身といいますか構成は、以前と同じような、旧ガイドラインと同じ構成に

なっております。

Ⅲ部につきましては、このような表題で、今考えていることは、今日の議論でできるか、間に合うかどうか分かりませんが、いわゆる今までは METI からの委託事業を中心に規定したものですから、それ以外の委託事業についても及ぶようにということで、一番、2 番に枝分けしたような状態になっております。

あと、別紙のほうでありますけども、別紙が 1、2、3、今まで別紙の 1 が、本文中のたしか第Ⅱ部に組み込まれていたのではないかと思いますけれども、やはり文中にこの別紙があるというのは構成上ちょっと見づらかったということありますんで、別紙は最後に 1、2、3 ということ動かしただいたことはあります。

別紙 1 は、ここに書いてありますように、国際的な枠組みというか条約の一覧表です。どういう条約、関わる事項が我々のガイドラインに関わってくるかという参考事例を述べたものであるということであります。

2 番目の別紙が、各企業が調査を行うにあたって、その調査表といいますか、申請書といいますか、そういうものを METI あるいはジェットロに提出をすることになっております。そこにどのような書き方を行うべきか、ということで、記述要項というか要領、これを付けたものが別紙 2 です。

別紙 3 というのは、実際の報告書、皆さん方に見ていただいている調査報告書であります。そこにどのような記述の方式というか、注意しながら環境社会配慮を書き込むべきか、ということ説明するものであります。

以上が全体の構成です。

こちらの本文のほうに移らせていただきますけれども、今までのところで、構成についてもうちょっと、村山座長、よろしいですか、そこ。

村山座長：

あとで議論できると思うんですけど、旧ガイドラインの別紙 1 に示されていた CSR の考え方は、別紙ではなくて脚注になったということですね。

作本審査役：

はい。その理由は、後々また出てきますけど。

村山座長：

それはあとで議論したら。

作本審査役：

よろしいですか。

村山座長：

では、よろしいでしょうか。

では、本文のほうに入りたいと思います。よろしくお願いします。

作本審査役：

では、第 I 部の一番の基本理念というところであります。

ここでは、前の議事録に載っておりますけど、議論されたのは、「独立行政法人」という言葉が入っているか入っていないかというようなことがここで議論になったわけでありまして、ただ、文章をよく読みましたら、文の末尾のほうに「独立行政法人」という言葉は使われておりました、出ておりましたんで、冒頭に「独立行政法人のジェットロは」というような主部にせず、旧来の文章をできるだけ生かすかたちにさせていただきました。元の文章が「寄与すべく」なんて、ちょっと硬い古風な表現になってるので、これも「目的に」ということで明確に出させていただいて、「実施する機関である」というのも、「機構、機関である」というのもちょっとくどいんで、さっぱりした文章に第 1 パラグラフは変えさせていただきました。

パラグラフごとでよろしいですか。あるいは全部いっちゃいますか。

村山座長：

続けて。

作本審査役：

いいですか。じゃあ 2 番目、これは第 2 パラグラフ。

松本委員：

これ、「てにをは」のおかしいのは、後でまたまとめてやります？ これ、つながないんですけど。

作本審査役：

そういうの、まだ、おかしいのあるかもしれないですね。

村山座長：

ちょっと 3 行だけだと短いので、もう少しまとめて。

松本委員：

日本語が、「経済協力の推進、寄与を目的に」というのは、とにかく日本語としておかしいという、ただそれだけなんです。

作本審査役 :

「寄与すること」ですね。ごめんなさい。もう、お気づきの点は、できるだけお願いします。

村山座長 :

じゃあ、「寄与することを」。

作本審査役 :

「することを目的に」。

村山座長 :

「目的に」。はい。

作本審査役 :

「実施する」。

じゃあ、次のパラグラフに移ります。

ここでは、ジェットロは貿易振興会という、設立時期から 56 年間も経つんだそうです。そういうことで、半世紀に及ぶというか、そういう表現だったんですけども、これを「既に半世紀以上を経ている」と、当たり前のことではありますが、そういう書き直しをしております。

仲條課長 :

ここ、アジ研もあるんですね。

作本審査役 :

アジ研も。ええ。

仲條課長 :

58 年でしたっけ。

作本審査役 :

昭和 36 年だったかな。昔の……。

仲條課長 :

これ、いりますかね、この文章。「半世紀以上経つ」って。何かのリードになってはいないんですよね、これ自体は。

作本審査役 :

私もそれほど必要を感じないのは一緒です。それは分かる。ただ、その次の 2 行目の文章を今回挿入させていただいて。ジェットロの役割。

仲條課長 :

そうですね。

作本審査役 :

それを導くための。出だしからこう言うと PR し過ぎだろうと思って、ちょっとそういうので残しておいたような感はあるんですが。お任せいたします。私はあまり、一番目の文章、意義は認めないんですけども。

仲條課長 :

そうですね。要らないですよ。

作本審査役 :

どうでしょうか、皆さん。

仲條課長 :

どうですかね。

作本審査役 :

そうすると、「ジェットロは」の。

村山座長 :

とりあえず、このパラグラフをすべてご説明いただいてから。

作本審査役 :

よろしいですか。

そういうことで、ジェットロの役割というので、第 2 行目に、「国際社会で果たすその役割は」ということで、主語は「ジェットロは」となっております。この間、次が古いガイドラインにかかるというか、内容がちょっと古い、都市公害から産業公害へとか、あるいは 70 年、80 年に 2S というんでしょうか、アジアの国々の経済発展とか、そういうようなことを一緒に書かれてたんですが、そのあたりを大幅に変えさせていただいて、むしろグローバル化であろうと。あるいは途上国経済の発展、あるいはアフリカまで及ぶこの民主化、あるいは新

興国の登場、こういうようなことが今むしろ大掴みでのテーマになるんじゃないかというように、ここは文章を書き換えさせてもらっています。

他方ということで、ずっと掲載させていただいて、地球環境問題のところでは、これは適切かどうか分かりませんが「温暖化」を生かさせていただいて、有害廃棄物の影響移動、これも古いテーマでありますけれども、化学物質、EU あたりの化学物質の議論とかそのあたりを考えて、とりあえず入れておきました。あとは生態系の会議があったとかそういうことで。オゾン層はもうちょっと、今、議論あんまり聞かれないで、「地球規模の環境問題が出てきた」と。このための国際協力が必要だとか、共通の課題となりつつあるというように、とりあえず文章、作文、つくらせていただきました。これが第 2 パラグラフです。これについては、また、皆さん方ご意見をお願いします。

第 3 パラグラフは、これは、環境社会配慮ガイドラインの消してある部分でありますけど、「作成と運用を行っており」ということが書いてあるんですが、もうすでにこれ過去形であると。5 年間やってきて見直しの時期でありますから、進行形じゃおかしいだろうということで、もう過去形の「行ってきた」ということで、とりあえず断定させていただきました。

あと、国際ルール化ということで、赤道原則だけは、かなり中心に述べられていたんですけども、ここでの議論、ワーキンググループの議論を踏まえて、これは国際ルール化していると、定着しているというようなことを強く出させてもらいました。

我々の関心として、ODA だけじゃなくて民間企業の動き、環境配慮への動きが一つ、注目される分野であるということをはのめかしております。

次が、これも環境配慮ガイドラインとの関わりを説明する箇所になりますけれども、企業の行動がなんとかというところから、これは歴史的に OECD の多国籍企業、ガイドラインだとか国連グローバルコンパクト、あるいは経団連の高度検証ですかね、こういうようなのが行われてきたということとか、CSR が ISO に組み入れられて、罰則ありませんけど、そういうようなことが最近では見られるということ。これに対し、環境部分への積極的な取り組みが見られたということをここで強調しております。

前は CSR というものが注目されますよというところが強調方向だったと思うんですけども、今回はむしろ「国際的にこういう高まりが出てきましたよ」というようなことに表現を変えさせていただきました。

次の「ジェットロは」というパラグラフは、これも言うまでもなく、今までの第 2 期から第 3 期中期計画ということで、そっくり文章を置き換えさせていただきました。中期計画で謳ってる文章を、そのままここで引用させていただきました。ですから、会議最小化というのは、今回の第 3 期の計画の中には謳われておりません。

次のパラグラフに、「このような背景の中で」とありますが、官民連携ということを中心に話が出てきました。前の議事録で踏まえられております。それこそ「官民連携」という言葉をどこに入れるのが適当だろうかということを我々も考えたんですが、官民連携というのは、このジェットロの仕事に最も近いテーマだということで、冒頭に近いところに「官民連携をし

て」ということで、コンマでもって全体にかかるようにさせていただきました。

次の文章、「ジェットロの配慮に対する役割が重要になりつつあり」ということを挿入させて、我々の責任感を表明させてもらおうと。「実施するための具体的責務とその手続」というのは、単に読みやすくしただけであります。

村山座長：

ありがとうございます。

それでは、この部分ですが、まず最初のパラグラフは、「寄与することを目的に」ということですね。次のパラグラフは、先ほどの議論で、最初の部分は必要ないというお話がありましたが、そういうことでよろしいですか。

特にご意見なければ、最初の部分は削除を。

作本審査役：

そうすると、2つ目の文章の主語がちょっと必要になるんですが、今度。

村山座長：

ということですが。次の文。

作本審査役：

よろしいですか、「ジェットロは」で。ジェットロの。

仲條課長：

これは、ジェットロのことを言っていることと、その大きな背景みたいなのがちょっとサンドイッチになっていて、基本理念の頭にジェットロがあって、その後に国際状況が書いてあって、その後また、ジェットロの話になってますけども、ここを整理しちゃったら。

作本審査役：

全体の流れですか。

仲條課長：

ええ。ですから、最初の、一番最初のパラを、この「ジェットロは」という、ここの前に置いちゃうとか。

作本審査役：

そうですね。ここに置くとすると、ジェットロに関するところは、むしろジェットロでまとめると、2ページ目のところで。

仲條課長：

そうですね。グローバル化とか世界の流れみたいな話がまずあって。

作本審査役：

一般的なところを残しておいて。

仲條課長：

で、ジェトロはどういうところであって、こんなことをやってます、という整理のほうがいいかなという気がしますけど。いかがですか。すいません、勝手なことばかり言って。

村山座長：

今の話でいくと、「この間、国際経済の急速なグローバル化」というようなところを最初に出すということになりますかね。

仲條課長：

はい。「この間」という書き方よりは、むしろ……。

作本審査役：

まず全体の動きを入れて。

仲條課長：

ええ、そう。「昨今」とかですね。

作本審査役：

で、「ジェトロは」というところで全部まとめると。

村山座長：

まず、最近というか、近年の課題を整理した上で、その中でジェトロの役割が何がということの説明するということですね。

仲條課長：

はい。そのほうがすっきりするかなと思うんですが。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

では、そういう方向でよろしいですか。ちょっともう一度、案文をしていただく必要がありますが。

作本審査役：

それもやりますか。皆さん方から公募があれば。国際経済のグローバル化、このあたりの流れをまず書いて、地球環境問題までをこの流れで書いて、ジェットロの上の 2~3 行のうちの半分、前半を削って、こっちのジェットロの次ページの、これ、第、どこに入りますかね。裏のページの第 2 パラグラフ、第 3 パラグラフ、ジェットロの役割というのは。

柳委員長：

「ジェットロは、2011 年」という前に、あれですか、「ジェットロは、その前身である」というのを移してということですかね。今の話というのは。

作本審査役：

今のね。私もそう聞いてたんですけど、そこでいいですか。ジェットロの 2 行上に明記する。ですから第 3 期計画の前でよろしいですね。一般的に。まず役割は増大してる、中期計画だ、こうだ。

柳副委員長：

もしそうだったら、「この間」という言葉はおかしいので。「この間」というのは、「半世紀以上経ている」という、その「この間」なので、そうじゃなくて、「近年」というふうに書くんですか、頭に。

作本審査役：

はい。近年。この文章をじゃあ。はい、分かりました。

柳副委員長：

この「近年」にしても、「国際経済の急速なグローバル化」というのと、どの射程でものを言ってるのかというのは分かりませんよね。

作本審査役：

近年というのが、10 年なのか 5 年なのか。

柳副委員長：

「近年」と言ってるけどね、「近年」はどのぐらいの射程で。50年ぐらいなんですかね。

作本審査役：

いや、長過ぎると思いますね。グローバル化というのは、やっぱり冷戦構造が終わって、ですから。

仲條課長：

そうですね。

柳副委員長：

地球環境問題が言われるようになったのは1980年代から90年代にかけてなんで、まあ30年ぐらいですよ、ここ。

作本審査役：

そうすると、地球環境問題も、この近年の流れを、これで受けないんですよ。

柳副委員長：

「また」でしょうね。だからグローバル化の話と、それから。

作本審査役：

地球環境問題の登場。

柳副委員長：

そういう社会経済的な動きを途上国が影響受けているということを、その地球温暖化の問題も、ここでは特に地球規模の環境問題と、国際的な話ですよ。それと途上国がどう絡むのかという。新興国経済の登場とか国際的な民主化の流れというのは、途上国の話をしてるわけですよ。

作本審査役：

そうですね。後半は地球規模になってるから、広げ過ぎですね。

柳副委員長：

そうすると、地球温暖化というのは、「一方」ですかね。そういうアジアの動きのほかに、一方、国際的なグローバルな環境問題が起こっているんだということですね。

ここ、「生態系の破壊」というの、ちょっと。地球規模の環境問題というと、通常は熱帯雨林の減少を言ってるわけですよ。あんまり生態系の破壊というのは、地球環境問題と言

われないですよ。地球環境問題として通常言われているのは7つですよ。そのことを挙げて
いるのかね。もちろん温暖化とか有害廃棄物の影響移動ですね、それから熱帯雨林の減少、
それから海洋汚染とか途上国の公害問題ですよ。それからオゾン層の破壊とかも。限定さ
れて一般的に言われているじゃないですか。「地球環境問題」というの、いわゆるね。それを言
っているのか、そういう地球環境問題以外の生態系の破壊というのを言っているのか、ちょ
っとここがよく分からなくて。ただ、そこをもうちょっと整理しないと、理解しにくいかな
と思いますけども。だから、「地球規模の環境問題や生態系の破壊が途上国で進行している」
とかね、そういうんだったら、そういう書きぶりだったら分かりますけど。

作本審査役：

やっぱり場面としては、グローバル、途上国にずっと焦点あてていいんですね。前半は確か
に、グローバル化は途上国が抱える部分、書き方になっているんで、後半も、地球環境問題
が途上国にかかると、そういうような切り口のほうがいいんでしょうね。

柳副委員長：

有害廃棄物の影響移動というのは、先進国と途上国間で行われていることですよね。だから
それは……。

作本審査役：

先進国と途上国の間ですね。なんとか、じゃあ、途上国って、ここで限定かけていいですか
ね。途上国に対して大きな課題となっているという。

高梨委員

確認では、ジェットロさんは必ずしも途上国メインじゃないですね。

村山座長：

うん、そうなんですよ。

作本審査役：

だけ、じゃないですね。先進国での環境問題も。

高梨委員：

最初のパラにあるように、むしろ途上国、先進国関係なく、グローバルというか、世界的な、
国際的なことをやるのがジェットロじゃないの。

作本審査役：

そうですね。先進国に対してもしてますもんね。

高梨委員：

ええ。だから、あんまり途上国を強調しちゃうと。本来……。

作本審査役：

全面に出すというの。そうですね。おっしゃるとおりですね。そここのところの書きぶりが。

村山座長：

ここ、理念なので高邁な文言を入れるべきだと思うんですが、あんまり細かく挙げる必要もないような気もするんですがね。

作本審査役：

具体的には2つか3つ、あるいはもう全く地球環境問題、一語でいくというぐらいだったら。

仲條課長：

地球環境問題等、「等」でいいんじゃないですか。

作本審査役：

「等の地球規模の問題」だと。

仲條課長：

ええ。

作本審査役：

今の流れでよろしいか、「地球規模の問題等」ということで、環境というのはあえて出さないで。

柳副委員長：

いや、なんか、地球温暖化などの地球規模の環境問題が顕在化されるとか。

作本審査役：

地球規模環境問題と、ちょっと私、今悩んでるのは、地球規模の問題といたら、人権だとかいろんな、労働だとか入ってきちゃうんですけど、なんか今、地球規模の問題って。

柳副委員長：
環境問題でしょ。

作本審査役：
それか環境問題で絞りをかける、ね。そこんところは。

柳副委員長：
環境社会配慮のガイドラインの基本理念だから、やっぱり環境にももちろんね、焦点あてておかないと、あれなんじゃないですかね。

作本審査役：
認識の方法ですけど。

柳副委員長：
もちろん、社会も入ってるので、人権も、当然入ってますけど。

作本審査役：
はい。

田中委員：
よろしいですか、田中ですけども。

先ほど、ジェットロの仕事は途上国、先進国、両方だということなんですけども、この環境社会配慮に関して、皆さん方のお仕事で、やっぱりメインは今、例えば工業団地を、先進国につくるときにやる場合と、途上国に一般的につくする場合、割合はどっちが多いんですか、ジェットロの仕事として。

佐々木主幹：
つくるといふか、支援ですね、間接支援。

田中委員：
ええ、支援ですね。ええ。

佐々木主幹：
先進国の場合は、自分たちが誘致機関を持って、それでマネージできますから、ジェットロが支援するというのは、本当にあまりないケースだろうとは思いますが、現状では。やはり、そこに限って言うと、途上国が中心ということは間違いないと思いますが。

田中委員 :

そうですか。そういうことであれば、まさに今、中国の PM2.5 の問題が社会問題化して、日本でもなってますよね。将来、中国に対する支援をするときに、ジェットロの皆さんが環境社会配慮、これを使って、いろいろなところへ側面で支援する、とすると、ここに載ってるアジアのニーズとか、ASEAN、中国、インドとかですね、こういった言葉を、むしろ残しておいたほうが、ジェットロの環境社会配慮ガイドラインということの理念としていいのかな、と私は思ったんですけども。お仕事が、これから多分そういったところに、シフトをかなりしていくということであればですね。

私は JICA ですので、JICA は、もう全部 100% 発展途上国向けですので、そういう書き方しておりますけれども。

なんか、地球環境問題って、どこのテキストにも載ってるような話を書くのか、ジェットロの環境社会配慮ガイドラインとしてこの理念を書くときに、そういったところを、せっかく第 1 版に書いてあるんで、いっぺんに消すのもなんかもったいないような気がしたもんですから、まあ残してもいいのかなと、そのへんの表現はと思った次第です。

仲條課長 :

わりあいグレーになるところが、いわゆる DAC でないけれども新興国という、例えばサウジアラビアとか、ドバイとか、あるいはロシアとかウクライナとかというの。これは結構、そういった途上国型の要請であるとか、ニーズが出てきてるんですけども、一方で DAC リストに入っていないというところがありまして。そのあたりは読めるようにしておいたほうがいいかな、とは思うんですけども。

村山座長 :

理念だけで、もう 30 分、過ぎようとしてますので、基本的な再修正の方針だけ確認をしておいて、ちょっとここは改めてまた議論をしたいと思うんですけど、よろしいですか。あまりここで議論するのは、建設的でないような気がするのです。

基本的に、まず最近の動向を挙げた上で、ジェットロの役割、目的みたいなことを話をしていくということでもよろしいですね。その場合、現状について、今お話あったように、地球環境という話とともに、多分、都市型、産業都市型公害というのは、おそらく地域レベルの話もここで言ってたはずなんですよね。それが途上国だけでいいかどうかは、またちょっと議論あると思うんですけど、地球環境だけじゃない気もするので、ちょっとそこも含めてご検討いただいて、次回また案をお出しいただけますでしょうか。

作本審査役 :

この産業都市型の、この公害のこの文章というのは、一文というのは、どのような議論

があつて。日本の経験を念頭に置けばこういうこと、あるいはソウルだとかそういう大都市で都市公害が顕著になったというような、それは分かるんですけども、これ、ずっと経常的に、これはあちこちで次から次と起こるからというような形で文章入れられたのか、すいません、ちょっとイメージが掴めなかったんですけど。なんとなくこれ、80～90年代ぐらいの経済、アジアの経済発展の前提。

柳副委員長：

いやいや、今でも途上国みんなね、都市型、都市に人口集中してるわけですよ。それに伴うインフラが整備が間に合わないので、それによる弊害的な環境問題が起こってるっていうの、現実ですよ。その国際協力が今ほとんど求められているわけですよ。

作本審査役：

ちょうど日本の60年代、70年代、あのころの地方都市のイメージですかね、これ。

柳副委員長：

でも、日本だって、今、どんどん都市に集中してるんですよ。だから地方が疲弊してるんですから。

作本審査役：

はい。ちょっと時間、あんまり費やし過ぎても。

村山座長：

ええ。いや、実際、案件形成に出てくる話は、結構、地球環境という括りでは……。

柳副委員長：

じゃないんですよ。ほとんど。ここに書いてある産業都市型公害ですよ。

村山座長

ええ。なので、ちょっとそこも含めて、ご検討いただけますか

作本審査役：

はい、分かりました。またちょっと検討して。

松本委員：

それと、基本的な話として一ついいですか。

次のパラグラフに、環境面だけじゃなくて社会面と書いてあるんですけど、私の理解では、

比較的社会面からこの議論って始まったところがあると思うんです、先住民族とか立ち退きの問題が。なので、ちょっとこれはなんとなく合わないなと。第2パラグラフで、環境問題と社会面の、立ち退きや先住民のことを併せて書いて、そうしたことがこういう政策づくりにつながった、のほうは、まあすっきりするし、それに、現実にはチェックしているレポートとも合うんじゃないかと思うので。そこは、そのほうがいいかなと思いました。ここに、「最近では」と一言入るって、社会を入れたという、若干、苦しまぎれのところが。

村山座長：

もっと前に出しておくということですね。

松本委員：

ええ、この第2パラグラフのところで、環境と一緒に社会を論じ——簡単に触れたらいいんじゃないかと。

作本審査役：

それも、第3パラグラフの頭には、顔出し、してるんですね、一部。次のパラグラフに、「環境社会への必要性を認識させる契機となった」と来ておりますから、これを第2の中に。

松本委員：

なら、第2に、社会面の、社会面、つまり先住民族とか、立ち退きで影響を受ける人たちの問題も、第2に入れてしまえば、こうした状況というのは、両方合わせることになりますから、そのほうがいいかなと思います。

村山座長：

はい。

柳副委員長：

「最近では」というところのやつを、前に出すということですね。

松本委員：

そうです、そうです。はい。

柳副委員長：

これ、整理したほうがいいですね。

村山座長：

はい。

高梨委員：

あと、ガイドラインのあれは、今、世銀なんか見直してるんですよ。だから、ここは、多分、かつてつくったことだけは、あったんですけど、実は今はレビューの時期に入ってるんですね。

作本審査役：

ああ、そうですか。じゃ世銀の。

高梨委員：

まさに今レビューを、国際的に今やってるところ、なんですね。

作本審査役：

そうですか。ちょっと見なきゃいけない。

高梨委員：

で、むしろカンントリーシステムというか、ローカルのシステム入れようとか、というようなことになってきてますね。

作本審査役：

ありがとうございます。

村山座長：

はい。じゃ、ちょっと今の点も考慮していただいて、次回また案を出していただけますか。

作本審査役：

はい。

村山座長：

はい。では、基本理念はそういう方向でご検討いただくこととして、じゃあ「目的」のところに行きたいと思います。

では、2の「ガイドラインの目的」について。

作本審査役：

もう入ってよろしいですか、2番のほうに。

村山座長：

はい。

作本審査役：

ここでは、大きく、定義入れてる箇所はありません。単に読みやすく「事業を通じて社会づくりに貢献する」と。それで「社会づくりへ」の「へ」が消えなきゃいけないですね。社会づくりに貢献するためということでもあります。

全体の構成、1部、2部で、3部が、この表題が、先ほど、外部からの委託全部を含めるような型になってますから、3部の名称が変わるといようなことでもあります。

目的、そんなところでいいですか。

村山座長：

第3のは、「外部からの委託事業における環境社会配慮」という表現ですね。はい。

作本審査役：

ええ。とりあえず今、暫定で皆さん方にご意見聞かなければいけませんけども、METIとそれ以外を大きく2つグループにして、METI以外からの委託事業というか、受託する分についても対象に含まれるようにしておこうという、そういう考えです。

村山座長：

はい、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

はい、では、目的はこういう方向で進めたいと思います。

松本委員：

この外部からの委託のところは、またちょっと後で議論した結果を反映する、ということで。

作本審査役：

そうですね。ぜひお願いします。で、また修正する、必要ならば。

村山座長：

では、そういう方向で。

じゃあ次、3の「環境社会配慮の項目と影響の範囲」に進みたいと思います。

作本審査役：

はい、このところは、まず放射性物質の議論があって、前回は放射性物質の記述の方法をど

うするか、源までさかのぼるのかどうか、ということで、いろんな委員の方から意見が出された箇所であります。

前回のワーキンググループで、柳委員がこちらで話された文言を、ちょっとそのまま使わせていただきました。

3 の第 1 パラグラフの一番最後でありますけど、「また、これらには放射性物質により環境影響を含むものである」ということで、これも、その前に出てくる文章全体を受けて、項目を全体を受ける形で「影響を含む」というような形で、一番広い説明の方法にさせていただきました。

あと、冒頭の「てにをは」は、ちょっと 1 行目、これ、直させていただきました。

村山座長：

3 については、この放射性物質の話、だけですね、基本的には。ここの点いかがでしょう。よろしいですか。

松本委員：

「環境社会影響」というふうにしていただけるといいです。

作本審査役：

環境社会影響。

村山座長：

私も、ちょっとそれが頭に浮かびましたが。「放射性物質による環境社会影響」。で、よろしいですか。

作本審査役：

はい。「社会」。そうか。

田中委員：

「これら」というのは、じゃ何だというふうに、見た人がですね。「これら」というのは、何なんですかね。どこまでを全部含む、という意味でしょうか。

松本委員：

この環境社会配慮の範囲でしょう。「これら」というのはね。

田中委員：

その「これら」のこれらは、どこからどこまで。

作本審査役 :

上の項目全部をひっくるめた。

村山座長 :

全部なんですよ。

田中委員 :

多分、読んだ人は、「これら」って、どこだ、というふうに思うかもしれないです。

作本審査役 :

どれ指すんだって？

田中委員 :

それだけはっきりしておけばいいかな、と思ったんですけども。

柳副委員長 :

ただ、「スコープには」という、「これら」というのをやめて、「スコープには」には、してもいいと思うんですけどね。

村山座長 :

と、「このスコープには」。

柳副委員長 :

はい。「スコープには」。

田中委員 :

「このスコープには」ですね。

柳副委員長 :

はい。

田中委員 :

じゃ、それなら分かりますね。

作本審査役 :

そうですね。「このスコープには」。

村山座長：

はい。では、よろしいでしょうか。

作本審査役：

あと、細かいところですが、子どもの「子」を、一応とりあえずここでは漢字に。松本さんから言われたことでもあるんですが、漢字に、ちょっと置き換えさせてもらってます。また後でお確かめおいてください。

2 番目のほうが、第 2 パラグラフ、右ページになりますが、「また」というところから「プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を、考慮することが望ましい」。ここで、前の議事録によれば、松本委員から出された、いわゆる送電線をどうやって含めるかと、原発ですね、こういうライフサイクルにかかわるといって、ちょっと遠回しな表現でもって、こういうふうになっているのは、JBIC であるというような、JICA ですかね、これ。ちょっと我々も比較させてもらったんですけ。で、ただ前半の文章と後半がつながりづらいので、「また」をとりあえず入れさせていただいた、というのが修正です。

第 2 パラグラフは、ありません。

第 4 パラグラフの中では、子どもの「子」と「もの」を漢字にさせていただきましたが、また皆さんのご意見をいただきたい。

村山座長：

すいません。

作本審査役：

次いっちゃったですね、ごめんなさい。

村山座長：

次へいきましたね。

3 のところは、5 ページ目の最初の部分で、「また」が入ると。これだけです。

作本審査役：

はい、そこだけです。

高梨委員：

確認ですけど、このプロジェクトのライフサイクルというのは、従来とどこが違うことになるんですか。

作本審査役：

文章は同じです。旧ガイドラインと同じで。このプロジェクトのライフサイクルというのが、私ここで聞いたガイドラインの策定の段階では、これは原発そのものじゃなくて、原発から事業に派生するというか、周辺の送電線事業もこのライフサイクルということで配慮するという範疇に含めてるんだという、そういう解釈だというんで、私、この文章、手をつけなかったんですけど。

高梨委員：

いえいえ、今までのあれも、そういう意味は、入ってたんじゃないかと思うんですけども。

作本審査役：

え、ですから、そのままの文章残して「また」だけをくっつけたという。「また」だけです、私ここで挿入したのは。

高梨委員：

ここは「また」というね。

作本審査役：

だけ。前半と後半の文章のつながりをよくしただけで。

松本委員：

「望ましい」がどこにかかるのかが若干不明確だという話だったような気がします。JICAは、「望ましい」じゃなくて、もうちょっと強い表現で、JBICはこの「望ましい」なんで。たしか、そんな議論だった印象があります。これがないと、その前も「望ましい」なのかみたいなの。

作本審査役：

当然、例えば JICA、今開いたとこで、「プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する」と書いてありますね。

松本委員：

ていうか、「こと」で「マル」だったんじゃないかった、でしたっけ。

作本審査役：

「考慮する」で「マル」です。マルで、文章終わってます。

松本委員：

ですね。これ、「マル」にしようって、話じゃないですか。

作本審査役：

そうか。「望ましい」という、分けてるということですね。

松本委員：

つまり、「望ましい」に係る部分分からないので、「含むこと。」にして、「でまた」で、明らかにこの「望ましい」が、どこに係るかが分かるようにしようという話だったと、私は理解したんですけども。

作本審査役：

この「望ましい」という表現をつけた理由は、どこにあったんでしょうね。

松本委員：

いえ、「望ましい」は JBIC です。

作本審査役：

JBIC の緩い形で。

松本委員：

JBIC が「望ましい」なので、まあじゃ「望ましい」の終わりにしましょうと。だけど、この前の部分も望ましいのかというと、そうではなくて、前の部分は「含むこと。」なので、「望ましい」ではないという。それを明確にしましょうということだったと私は理解しているんですけども、前回の議論は。

村山座長：

私のメモでも、「含む。」になってますね。

作本審査役：

そうですか。

村山座長：

で「また、プロジェクトのサイクル」。

作本審査役 :

「含む」で「マル」、はい。

村山座長 :

「プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい」。

作本審査役 :

「望ましい」を残していますか。

村山座長 :

はい。後ろは「望ましい」のままです。

仲條課長 :

この「望ましい」が、こっちに係かっちゃうといけないので、ここで切ると。

作本審査役 :

ああ、はい。「影響としては」。

仲條課長 :

そうそう、この「含む」も、含むことも望ましくなっちゃうといけないので、ここで「マル」にして。

作本審査役 :

そうですね。文章を切って。

仲條課長 :

それで「また」で「望ましい」と。

作本審査役 :

後半のほうにこの「望ましい」ってつきますか。どうします、これは。

村山座長 :

いえ、後半はつけ……。

作本審査役 :

「含む」でまず「マル」をくっつけるという今お話で、もっともだと思いました。で、後半

のほうの「また」は、ともなくともそれでいいんですけども、「考慮する」で切るか、あるいは「望ましい」とまで。

田中委員：

これ、JICA のガイドラインなんですけれども、ここでまさにそのところが、「派生的、二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。」なんです。そして次が「また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。」なんです。だから、「不可分一体の事業」というのが、ここ抜けてますけれども、もしこれ、JICA のガイドラインと整合性合わせるんなら、「累積的影響」の後にポチを入れて、そして「不可分一体の事業の影響も含む。」、これが JICA です。

作本審査役：

で、文章終わってますね、「含む」でね。

田中委員：

ええ。ですから、この「不可分一体の事業の影響も含む。」は、やっぱり、私、JICA ですけども、入れていただくと、私どもの円借款事業との、このガイドライン上の整合性は、ここでぴたっと合うと思います。その後、「また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。」、こうしておけば、「また」以降も、「考慮する」ということで、はっきりと。JICA のガイドラインは、そうなってますので。

作本審査役：

今の田中さんがおっしゃったのは、JICA のガイドラインそのものですね。

田中委員：

そうです。そうです。

作本審査役：

JBIC も、ちょっと一応対照させていただきますと、まさにこの「不可分一体の事業の影響」というところはありません。で、「また」、これも、松本委員から以前指摘された内容かと思うんですが、しかも「望ましい」という表現がついているのが、JBIC でありますから、そういう意味では二重に、ある意味ではちょっと、緩めてあるとあって、失礼な言い方ですが、そういう形になっているのは JBIC です。

村山座長：

前回の議論では、先ほど田中委員がおっしゃった「不可分一体の事業」については、議論が

出ていて、それについては、含めようという話になってた。ちょっと議事メモがないので分からないんですけども、そういう話になってたと、私は理解をしています。

ただ、後ろのほうの「望ましい」については、ちょっと議論の詳細分らないんですが、これは残す方向で、なんかまとまったような感じですね、私のメモだと。おそらく、案件形成というレベルを考えると、ちょっとここまで JICA と統一するのは厳しいんじゃないか、というような議論になったのかなと思うんですけどね。

作本審査役：

どうでしょうね、前回議論ありましたですかね。もちろん私が忘れてること、前提。

高梨委員：

私個人的には、なんか、オリジナルのままよかったような気がしてるんですけどね。前回参加してなかったの、ちょっとあれですけど。現場からすると、今のジェットロさんの予算範囲の中で、全部やれというのは、「含むこと。」とか。

柳副委員長：

とりあえず、あれじゃないですか。村山座長長がいったような感じで、とりあえずは整理しておく。その「累積的な影響」、「及び」を入れるかどうかはして、「不可分一体の事業の影響も含む」として、で「考慮することが望ましい」としとくと。

佐々木主幹：

ちょっと今、議事メモをチェックしてるんですけども、これは結論は、例えば座長が、「もう一つは『ライフサイクルにわたる影響』を『望ましい』とするか、これを外すかということですね」という問いかけをして、まあ、「次回までに、その後、案を出してください」ということなんですね。だから、「こうしましょう」ということではなかったんですね、明確に。

柳副委員長：

ないんですね。

村山座長：

なるほどね。はい、はい。

松本委員：

「不可分一体」は、どうなってますか？

柳副委員長：

「不可分一体」を入れるという。

仲條課長：

「不可分一体」って、どういう意味ですか。

作本審査役：

これ、送電線とか、そういう周辺の事業も全部含むよ、という意味の「不可分一体」なんで、ここでいうライフサイクル以前の。

仲條課長：

ああ、そこまで面倒見切れるんですか、一体でも。彼ら。

作本審査役：

そのへんは。

柳副委員長：

だから、ジェットロの特殊性があるのであれば、「望ましい」にしといたほうが、とりあえずはいいかなとは思うんですけど。

作本審査役：

どうですか、実態、そういう、いわゆる案件のときに、送電線事業だけが、ばらけて抜けると、ダムと別にして、入ってくるということも、ありますよね。JICA のよくやる手ですもんね。手ですというか。

田中委員：

実はここは、JICA の中でも、相当議論して最終的にこうなったわけですから。大激論があったんです。ですから、これはもう、こここのところで「不可分一体の事業の影響を含む。」までで、先ほどおっしゃられたご意見にさせていただいて、ライフサイクルについては、「望ましい」でも、私はそれはまあいいかなと思うんですけど、この「不可分一体」のどこまでのところは、きちっと「マル」同意していただかないと、JICA にもし円借款で上がってきたときに、それもやってないんだったら、もう JICA の事業として、その後を受けて協力準備調査、これは難しいですねという話になってきますので。

こちらのところは、その次のライフサイクル云々は、今ジェットロの皆さんが支援しておられる、この調査次元については、そこまで考慮するまでは、多分短い期間でできないかもしれないので「望ましい」、でも、それはそこでいいと思いますね。

作本審査役 :

今のところでも、分かりました。一番大事なのは、先ほど村山座長がおっしゃられた「不可分一体の」、この言葉を。

田中委員 :

ええ。入れないとだめだと思いますね。

作本審査役 :

浮かび上がらせて、先ほどの送電線も含めると。

村山座長 :

それでは、修正をするという方向で、後ろの「望ましい」は残すと。で「また」ということを入れて、前の文章と切ると。さらに「不可分一体の事業」というのを含めるということですね。

ここの文章、非常に微妙で、どこまで広げるのかと、多分、高梨委員もかなり、が懸念されていると思うんですけど、合理的に考えられる範囲という、かなり。ま、どこまで解釈するかですけど、一応これがついているので、そういうことで、これが入っていると思うんですね。ですので、今日のところは、そういう方向で修正するというところでよろしいでしょうか。おそらく、案件形成のところを議論した後で、またここを見直す機会があるかもしれませんので、まあ、その点を含めて、今日のところはそういう方向で修正すると。

作本審査役 :

ちなみに、今「合理的と考えられる範囲内で」と、同じフレーズが両方とも、JICA、JBIC 両方ともに入っております。

村山座長 :

入ってますよね。入ってますよね。はい。

高梨委員 :

でも修文としては、「含む」ということで、「マル」になるんだよね。

村山座長 :

はい。という方向にしたいと思いますが。

高梨委員 :

そこは、基本的にやるということですね。じゃあね。

村山座長 :

そういうことですね。

高梨委員 :

できるのかな。

作本審査役 :

どうなのでしょう。

高梨委員 :

予算、実際、今までの報告書見て、ここまでやってるの、少ないような気がしてね。

柳副委員長 :

また、ただ項目としてないのでね、やらなかつただけということもあるので。

高梨委員 :

いや、これ、前からあった。

柳副委員長 :

いやいや、前にはなかったんですよ。前は入ってなかったから、「不可分一体の事業の影響」
での、今まで入れてないので、だからやらないだけの話で、入れればやったかもしれない。

高梨委員 :

そこを確認してるんです。これは、修文になってるんですか、今の。

柳副委員長 :

だから、黒字のところをしか。前のやつは黒字のところ、赤字が、今回追加しているところ
だけなんですよ。

高梨委員 :

「不可分一体」というのは。

柳副委員長 :

ないですね、今までは。

作本審査役 :

これは、送電線は、この「不可分一体」のほうですね。

村山座長 :

旧ガイドラインには入ってないですね。

高梨委員 :

入ってない。ああ。

柳副委員長 : :

ここで、「不可分一体」のほうです。

作本審査役 :

ですよね。むしろこの表現が大事なんですね。

柳副委員長 :

ええ。これでいくとサイクルではない。

村山座長 :

ですので、それを入れようという話に、今なっているということですね。

高梨委員 :

そこは、ちょっと慎重にしたいほうがいいんじゃないか、と思うな。

作本審査役 :

ただ、實際上、大丈夫なんですかね。ここでこれを入れて、まとめて案件がこちらへ委託事業で引き続けられるわけですよね。個別に、これはいい、これは嫌いだとか、好きだ嫌いだと言えるような立場に、我々ないんだと思うんですけど、実際、こう、縛りを入れていくということ、どういうことになるんでしょうね。

仲條課長 :

「不可分一体」って、送電線だと分かるんですけど、パイプラインとかも、入っちゃうんですね。

作本審査役 :

そうですね。

仲條課長：

そうですね。

作本審査役：

ですから、そういう手助けする手段。

柳副委員長：

ただ、パイプラインを敷設するときに、あわせて道路も直すって行って、段階的にやるやつって不可分一体じゃないですか。計画としては不可分一体なんだけど、今までは分断してやってきたわけですよ。見ないと。だか、複合的な影響にも関連するんですけども、そうすると、不可分一体というか、当然それを、道路をつけないとパイプラインも敷設できませんねというようなことは不可分一体の話ですよ。そういうのも、やっぱりちゃんと両方の事業をね、考えましょうということ、それによる影響をね。

作本審査役：

いや、考え方はぼくも、とても賛成なんですけど、現実的に。

松本委員：

現実的に、発電所の反対運動が起きてるのに、そこからの送電線を私たちはやりましようといったときには、発電所で起きてる問題の影響を受けるんですよ、絶対、送電線は。だから、「送電線は大丈夫だから、問題になってるのは、発電所ですから、私たちは大丈夫です」ってやったら、損失を受けるのは送電線も一緒に受けるんですから、それは不可分一体で考えたほうがビジネス的にも大事だと思うんですよ。なんか、杓子定規に、そういうリスクばかりを考えずに。本当に起きるリスクは不可分一体だと思いますよ。

柳副委員長：

送電線は、できたけれども発電所はできないという。

松本委員：

そう。そうですよ。

柳副委員長：

だからね、そういうリスクも大きいぞと。

松本委員：

だから、リスクが不可分一体なんだから、この配慮も不可分一体のほうがよくて、お金でできるかどうかという以上に、実際にはリスクは不可分一体だと思いますよ。

田中委員：

それについては、ジェットロの調査の場合の期間と内容、投入のあれを考えて、そこで考えられるレベルで、もちろん報告書の中に考えていただければいいと思うんです。その後、例えば、JICA がやる場合には、1年半、2年半、2年かけて、大規模な調査団を送ってやるわけですから、最初のマスタープランの前の予備調査みたいな、そういうレベルでのこういった不可分の考え方を、ちゃんときちんと調査してもらおうということであればいいと思いますね。

高梨委員：

そういう意味で確認なんだ。もともとの文章で、不可分一体だというようなことが実施されなかったという事例を、あったということなんですか。

作本審査役：

事例は、私、記憶ないんですけど、全く。

高梨委員：

その文章を入れるという根拠は。

作本審査役：

ただ、私ども、委託の方式からすれば、例えば 20 件がセットで来るときに、この一番目と 2 番目はいやだから除く、というような形での委託契約はできないわけですよ、今ね。十把一絡げで来るわけですよ。そこについて、派生的影響があるというようなことを言ったとして、二次的影響が予想されと言ったところで、なんにもこれは、我々主張できる場がないというか。そういうこと、実際上できるのかどうかということと別に、ここで好ましいことを書くというだけだったら構わないんですけど。実務のほうでどうなんですかね。

村上課長：

いや、ここはもうガイドラインの議論なので、実際にはそういう案件があるかもしれませんが、でも、ジェットロとしてはこういうふうを考えるという、多分そういうことを表明する場なんじゃないかなと思いますけど。

作本審査役：

スタンスという意味ですか。言ってる。

高梨委員：

それをもうちょっと明確に、もっと前面に出そうという意味で、その文章を入れるという意味ですか。

作本審査役：

今のこの「不可分一体」ですか。

高梨委員：

「不可分一体」というのは。

作本審査役：

「不可分一体」というのは、確かに広めようとか含めようという意味ではとっても便利な言葉ですよ。周辺のとこまで十把一絡げ。だけど、実際、この送電線は、道路は、高速道路はとなってきたときに、そういう因果関係じゃないけれども、かかわりを証明するわけではない、場合によっては5年先にこの事業動くかもしれない、そういうようなときにどのあたりをこれ。基本姿勢だというんだったらそれでよろしいかもしれないんですけども。JICAみたいに実施団体なら別ですけど。

村山座長：

いや、もうここは、基本的に基本姿勢だと思いますよ。

作本審査役：

基本姿勢。

村山座長：

派生的、二次的影響も、これも解釈によっていろいろ変わりますので。実際、JICA で議論しても、やっぱりここは本当に悩ましいんですね。ですからまあ、基本姿勢という意味では、不可分一体の事業ということを、まあ、これまでもあったかもしれませんが、明示するということでもいいんじゃないかと思うんですけどね。

仲條課長：

まあ、同じことですよね。そうですね。

村山座長：

ただ具体的には、やっぱり個別事例については、もう議論をして、何が不可分一体かは、もう詰めないといけなくなってくると思うんですけどね。

高梨委員：

具体的には、どういうふうに修文するというんですか。

柳副委員長：

だから、その「累積的な影響」の次に、「及び不可分一体の事業の影響も含む。」というふうに。ま、「及び」を入れるかどうかは別にしてね。

作本審査役：

入れたほうがいいでしょうね。

柳副委員長：

それで、ま、その文言を入れるというだけです。

作本審査役：

JICA は 3 つ横に並べてますね。

高梨委員：

JICA はそうなってます。

作本審査役：

JICA では。ええ。「及び」なし。

柳副委員長：

「さらに」というね。

作本審査役：

JICA の案ですと、横に。こういうふうには書いてますね。

柳副委員長：

まあ「さらに」。

そうするとあれ、本当は「二次的な影響、また」というのが入って、「累積的な影響」、「さらに」してるから何だろう、しつこいじゃないですか。「及び」「さらに」だもんね。

作本審査役：

点でつなぐ。

柳副委員長：

ああ、なくても、点でもいいということ。

作本審査役：

ただこれ、私も高梨委員のおっしゃることちょっと分かるのは、この今の「不可分一体の事業」と言ったときには、もうこれはとめどもなく広がる。

松本委員：

それは広がらないですよ、現実には。

作本審査役：

対象を含める。私はそれ、気持ちは分かるんだけど、実際。

村山座長：

いや、だから、合理的に考えられる範囲ですよ。

作本審査役：

ええ、スタンスだからいいと。

柳副委員長：

だから、前提としてね、靴と靴ひもなんですよ、付随的というのは、ね。不可分一体と。

作本審査役：

うんうん、不可分一体論。

柳副委員長：

靴を生産すると、靴ひも、必要じゃないですか。だけど、靴ひもだけオーケーでも、靴が問題になってるんでしょ。だからそれは、不可分一体なんですね、これ。主部と従部みたいなものだから。

作本審査役：

分かるんですけど。

柳副委員長：

そうやって、事業って形成されてるわけじゃないですか。それをまた検討しないでやるとい

うのは問題だろうという認識なんだろうと思いますけど。ただ、それは考えられる合理的な範囲内でね。

作本審査役：

そうですね。そのの、この、この言葉が入ってるわけですね。

柳副委員長：

ていうのは、実行可能な範囲内ということも含まれているので、それで検討しとくということが、重要なんですよ。ねべっと、しちゃだめだよ、ということなんですけどね。それ、目をそらしちゃいけないので、それもちゃんと見ときましょうという。

作本審査役：

だから、むしろ、この合理的に考える範囲内が一番入口で、振り分ける区別が要るんですね。

柳副委員長：

そうです。

田中委員：

以前も、支援するお仕事の中で、円借款事業がかなり大きなウエイト、金額的に——将来的ですよ、何百億とか 1,000 億になるような案件、その中で、こういうケースというのは、おそらく、先ほどから何度も言ってますけど、発電所と送電線というのが、一番やっぱり不可分の事例になってくるんですね。そのときに、JICA のほうでその仕事を、皆さんのお仕事を受けて協力準備調査なんかをする場合には、ここにおいて、そういうところを、あらかじめ書いたレポートをもらっておれば、それを受けて、じゃ協力調査どうしようかってなるんですが、そこが全く抜けてたら、そもそも協力調査できないねという話に、JICA のアドバイザリーコミッティ、外部委員会ですね、のほうから出てきますから。そういうようなのだと、お金が結局生きてこないですよ。ここで使われたお金が。そういう意味では、JICA で書いてありますので、こういうふうにかいてもらえば、多くの案件は、ここまでというのはそんなに出て——今までも出てきてないはずですので、まあ、書いておいていただくのは理念として必要かなと思います。

高梨委員：

ただ、若干補足的に言うと、このジェットロさんというか経済産業省のあれは、どっちかというところ応募型の案件ということになりますよね。

作本審査役：

応募型ですよ。

村上課長：

そうです、はい。

高梨委員：

JICA さんのやるのは、そうじゃなくて、政府が委託して実施すると。

作本審査役：

国、二次事業の案件ですね。

高梨委員：

だから、そういう面で、民間がやる場合、スコープを自分たちなりに決めてるわけですよ。それを応募してきて、じゃあこれ採用といったときに、じゃあこっこの調査もやりなさい、こっこの調査もやりなさいというときに、それがね、今までの報告書を見る限り、やっぱりジェットロさん、なかなか専門的に言えないから、だからどんどん付け加えるのはいいにしても、じゃあプラスアルファのことを指示できるのかな、ということ、非常にね、現実を感じてて。

作本審査役：

いわゆる私も実効性のところがね、一番気になるんです。確かに好ましいのは分かってるんですけど。

柳副委員長：

ただ、これは基本的な事項の第 1 部の考え方で、第 2 部、第 3 部は、また基本的な考え方がありますよね。だから、貿易投資の促進というようなものと、その他の事業も、外部からの委託もあるので。だから、それは考え方としては、相対として、まずこういう考え方をもち、中の 2 部、3 部に起きたときには、またそれぞれの特性と分かれていく可能性ありますよね。そういうことが不可能な場合もありますから。だから、それは、考え方で、基本的な、一部での考えなので、それ、入れといたほうがいいんじゃないかなということなんです。

高梨委員：

そうすると、修文の意図は、べつにそういう事例があつてやったわけじゃなくて。

柳副委員長：

そうそう。

高梨委員：

考え方として、前のガイドラインは、その部分が、ちょっと不十分だったんじゃないかと。

柳副委員長：

そうそう、そうそう。追加しましょうということ。

高梨委員：

そこへ「不可分」というのをぜひ入れたいと。

柳副委員長：

うん、そういうことです。

作本審査役：

ただそれ、付け足しよりも、もっとこんな広い、周り、周辺全部絡むような表現、含まれるぐらいの表現でもありますんで、そこは。

松本委員：

これは、要するになぜ入らなかったかといえば、案件形成の初期段階だということから入らなかったわけです。

作本審査役：

そういう議論がガイドライン作成のときにあったんですか。

松本委員：

そもそも、初期段階で、不可分一体の事業なんて見れないって、言われるので、そうですねということで、消えているわけで、現実が初期段階でなく、プロジェクトの、かなりもう、立地も分かっているような案件が多い中では、不可分一体の事業も見えますよね、ということで、これはやっぱり入れたほうがいい、というふうに思うわけですね。

村山座長：

はい、ということで。

作本審査役：

はい、分かりました。

高梨委員：

そうすると、もともと論の、前あった、どのレベルをこのガイドラインが対象にするんだって、前、村山先生からご指摘ありましたよね。

村山座長：

はい、そうなんです。ですから、ここについては、やっぱり案件形成の部分を、議論をしないと、本当は整理できないんですけどね。

作本審査役：

そうですね。またもう一回。

村山座長：

ただ、現状、松本委員がおっしゃったように、本当、案件形成だけでなくきちゃってるので、それを含めて、調査をするとすれば、やっぱりここはもう少し踏み込んだ書き方をしておかないといけない、ということだと思っんですよね。

作本審査役：

もう一つ踏み込んだ書き方は分かるんですけど、民間の、民活というんですか、民間の事業そのものが、ここに入ってくるわけですよ、ODA と無関係の。それに対して、同じように ODA との平行線で考え方を、こう、ある意味では、スタンスをこっち側に。JICA は、それに準じるという形なっていますが、ODA、官民連携の場合は、PPP は準じる、となってるけども、我々の場合は、この民間から直ちに、この事業、石油会社つくりたい、工場つくりたいというときに、これで対応できるのかどうか、ちょっと私も。

柳副委員長：

だから、「合理的な範囲内」って、頭があるんだから。それで外れる部分もあるんだから、いいじゃないですか。

松本委員：

しかも、それを言い始めたら、じゃあ二次的な影響はできるんですか、累積的影響はできるんですかって。

柳副委員長：

できるんですかって話になるんです。

松本委員：

どんどん議論はレース・トゥ・ザ・ボトムに入るのは、もう目に見えてるわけですよ、作本さん。じゃ、不可分一体と累積的影響には、どういうレベルの差があるかという、あんまり差はないんですよ。

柳副委員長：

差がないと、ぼくも思いますよ。

作本審査役：

まあ、戦略的までいって、言ってるんだから、そういう視点には、立ってるわけなんですけどね。

村山座長：

基本的な方向性なので、ジェトロのほうで、あまり気が進まないというんだと、また考えますけども。

ただ、今回は、民間にとってもプラスになる話だという、先ほど松本委員がおっしゃったようにね、ことだと考えればね、そんなに、民間だからということで、制限する必要ない気がしますけど。

作本審査役：

どうですか、私よりも仕事をされてる感じとしては、METI に、こういう姿勢ですという形でも言えるぐらいの。これ、大きな原則にかかわるところでもありますんで。

柳副委員長：

だから、見えてるものは、ね、やっぱりちゃんと指摘するというの、普通なんじゃないですか。見えてるものを、見えなかったことにするというのになっちゃうと、後々、大変でしょうということなので意見が出てるわけです。

作本審査役：

いや、見えないところをやってるんですね、ちょうど不可分一体の。見えない影響を議論してるから。

柳副委員長：

だからそれは、見えてるものであれば、書いたらいいですよということですよ。指摘が、ちゃんと考慮したほうがいいですよ、ということ。で、見えてないときは、合理的な範囲内でね、見えてないんだから、考慮しなくたってしょうがないですよということじゃないですか。

作本審査役 :

見えないですよと言えいいんですか。

高梨委員 :

素朴な疑問は、今までのガイドラインにプラスする、何か特段の理由があるのかというところが、私、疑問があったことだけで。

作本審査役 :

これ、新ガイドラインで追加になったものですか。JICA。

松本委員 :

いえ、違います。繰り返しになりますけど、案件形成の初期段階だから消えたものなんで。

作本審査役 :

消えた。ああ、そういう理由ですか。

松本委員 :

初期でないのであれば、まあそれはいいんじゃないでしょうかということ。

高梨委員 :

普通入れるというのは、初期段階ではないということ。

村山座長 :

前提にしていますね。ええ。

高梨委員 :

前提として。

松本委員 :

そうです。

作本審査役 :

混ざってるという方向。

松本委員 :

そうです。現実にはそういう案件が多いから、まあ。

村山座長：

いや、ですから、もし案件形成段階だけに絞るというんだったら、話別ですよ。ええ。

作本審査役：

はい。よろしいですか。

田中委員：

いや、また、多分その話は、後の 3 部で。

作本審査役：

ああ、そうですか。はい、分かりました。じゃ時間も費やして、すみません。

村山座長：

では、この点は、「不可分一体の事業による影響も含めて」、ここで一回文を切って。

作本審査役：

切って。

村山座長：

「望ましい」に係るのは、ライフサイクルの部分だけに限定する、という。

作本審査役：

はい、分かりました。

村山座長：

という方向で、とりあえず修正をします。ただし、案件形成の調査の部分について議論した上で、またここについては、議論が出てくるかもしれませんので、そのへんについても確認をしておきたいと思います。

作本審査役：

はい。

村山座長：

はい、では大分時間がたってしまいましたが、3 はこの程度でよろしいですね。

で、4 については、「子ども」という文言が入る。で、「もの」という字が漢字になると。この点だけですね。

作本審査役：

はい。「子ども」は、ちょっとこれ、落ちてたんですね。

村山座長：

はい。

作本審査役：

ええ。それで、「女性、子ども」と入れさせていただきます。

村山座長：

それではよろしいでしょうか。

では、5 のほうが、ガイドラインの順守と説明責任の確保ということですが、ここはいかがでしょう。

作本審査役：

ここは、大きく変えたところはないんですけども、3 部のタイトルを変えようということで、外部からの委託事業全体に及ぶようにしたいということがありますので、そこで、貿易投資促進事業及び外部からの委託という二本立てですね、の実施状況を報告している、そういう流れに変えさせていただきました。

あと、一番下の行は、5 ページの一番下の行、「など」を漢字にとりあえず置き換えてみたところですよ。

以上です。

村山座長：

はい。ここは、先ほど、目的の表現と同じなので、ひとまずこういう表現で、よろしいかと思えます。また、事業の内容を議論した後で、少し検討する必要が出てくるかもしれないと思えますが、よろしいでしょうか。

では 6 については、いかがでしょうか。改定、入って。

作本審査役：

6 番は、本部の 2 行目の、5 年以内に、今回は 5 年目の、5 年以内の改定のためのワーキンググループをやってるわけですが、これはたしか、JICA でしたっけ、JBIC、これも 10 年になってたんで。

松本委員 :

JICA。

作本審査役 :

JICA でしたっけ。次の見直し時期を 10 年でいいかなと、10 年以内にやればいいかなという
ことで、これを 10 年に置き換えさせてもらいました。

村山座長 :

はい、ということですが、よろしいですか。

はい、では次の 7、用語の定義。

作本審査役 :

はい、この用語の定義の(1)番、これと、前、「寄与することを目的に」。原科先生がどこかの
問題を説明する箇所と、合わせてたら、いいんじゃないかと、理念と合わせたらいいいんじ
ゃないか、というようなお話がありましたけども、これは、JICA と同じ文章になってます
んで、そのまま生かさせていただきました。7 の(1)です。

(2)のほうにつきましては、ジェットロの事業が、新しい計画ですか、それがこのように分類
されているということで、小さい(1)が、中小企業を中心とする日本企業の海外支援、展開支
援、輸出促進等ですね。2 番目が、対日投資、呼び込む側の投資促進、3 番目が、アジア等
の経済連携強化の貢献という、こういうような形での 3 本立てになっているということで、
これ、できるだけ最新のジェットロ事業の組み立てに合わせたものであります。(2)は、それ
ですね。

村山座長 :

(2)、この「ジェットロでの基幹事業であるが」という言葉は必要ですかね。

作本審査役 :

どうでしょうね。

村山座長 :

これ、なくてもいい気がしますけど。

作本審査役 :

たしかこれ、入ってたんですね、元の文章に。

村山座長：

元、入ってますね。

柳副委員長：

元、入ってるんですか、これ。

作本審査役：

元というか、ガイドラインじゃなくて、おそらく計画のほうか何かに。

村山座長：

ていうか、ガイドライン、今のガイドラインにも、入ってますね。

作本審査役：

も入ってました。旧ガイドライン入ってます。ほんとだ。旧ガイドラインにも。

村山座長：

入ってるんですが、なんか、ちょっとこれ入れちゃうと、いやにぎこちない気がするんですけど。

作本審査役：

そうですね。基幹事業でありながら、1、2、3というのは、おかしいですね。

村山座長：

ええ。

柳副委員長：

「ジェットロ事業での基幹事業であるが」というの、要らないですね。

作本審査役：

いいですか、じゃあ。

村山座長：

外してよければ、外したほうがいいと思いますけど。

作本審査役：

そうすると、冒頭に、「ジェットロの貿易投資促進事業とは」って、そっちを持ってきますか。

「ジェトロの」というのの、主語。「ジェトロの貿易等改革」。

村山座長：

いや、ただこれ、ジェトロのガイドラインの。

作本審査役：

それ、要らない。

柳副委員長：

それも要らないんじゃないんですか。ジェトロの。

作本審査役：

要らないですか。これも当然で。

村山座長：

用語の定義ですから。

作本審査役：

用語の定義だから。と、「一般的に貿易等促進事業とは」ということで。ここも始まってちゃって、いいですか。「ジェトロは」「ジェトロの」という、「事業とは」ってやらなくて。

村山座長：

私は必要ない気がしますが。

作本審査役：

ジェトロの前提だから。

村山座長：

ええ。ガイドラインの用語の定義なので。

作本審査役：

ジェトロに、ガイドラインの、だから、この中での用語の定義ですか。分かりました。じゃあ。

高梨委員：

一方、個人的には、範囲が狭くないかなと思って。これで大体ジェトロさんの貿易投資を全

部カバーしないと。

作本審査役：

どう見たらいいんでしょうね。

佐々木主幹：

これは、取ってきた場所といいますか、出所は、行政独立法人というのは、中期計画、4年ごとの、目標と計画を立てろということになってまして。わずか、ここで大体、これだけなものなんですけれども、この文言から、大きな枠の、事業枠を抜粋してきた、ということなんです。ですから、ここはもう、前回の書いたものとは、基本的には、中身としては、そんなに違ってはいないんですけど、順番が変わってます。例えば、従前は、対日投資というのが最優先事項だったんですが、それがまあ、2番目に下がってるとか、そういう違いは出ています。基本的には、目標から取ったということですね。

高梨委員：

ちょっと気になったのは、(1)の「中小企業を中心とする日本企業の」というふうになってますでしょ。ただ現実には、べつに中小企業中心じゃなくて、大手でも対象になるのでは、資源外交だとかね。それこそさっきのロシアのあれだとか。いうふうに考えれば、べつに中小企業中心じゃないような気がしてね。ジェトロさん。

佐々木主幹：

そうですね。高梨さんがおっしゃるとおりなんですけれども、実際の現実には、うちも大企業さんとの仕事ってのは、あるわけなんですけれども、ミッションとしては、やはり中小企業というのが一つキーワードなんです。

高梨委員：

ああ、そうなんですか。

佐々木主幹：

これをやっぱり応援しましょうということなんで、どうしても、結果、大企業とかかわる、あるいは支援するというのは、あるんですけれども、最初からそこは前提ではないということなんです。

高梨委員：

ああ、そうですか。はい。

作本審査役 :

ただ、今の高梨委員のお話もあります、この 3 つ以外の、小さい(1)、(2)、(3)以外の仕事は、ジェトロやってないのか、と言われると、まあ貿易投資促進事業って、一番中心部分の仕事ですから、それは。

村山座長 :

そういう排除は、してないですよ、今の感じでは。

作本審査役 :

排除はしてないですか。

村山座長 :

「含まれる」というので終わっているの。

作本審査役

「含まれる」というような表現になっているから。

村山座長 :

はい。だから、ほかに、あるので。

作本審査役 :

もあるよということは、ほのめかしていると。

村山座長 :

明示すべきものがあれば、書いたほうがいいと思いますけれども。

高梨委員 :

ここはもう、ジェトロさんの側で。

村山座長 :

ええ。そうですね。はい。

高梨委員 :

ぼくらが云々する。老婆心ながら言ってるので。

作本審査役 :

いや私ども。ありがとうございます。

村山座長：

ですから、そこはお任せしたほうがいいと思いますので。

作本審査役：

はい。

柳副委員長：

ただ、文章としては、「なんとかとは、含まれる」んだと、ちょっと文章おかしいね。

作本審査役：

「には」ですか。

柳副委員長：

いや、「には」だと、これ、用語の定義でしょう。まあ「には」にしてもいいのかもしれないけど。「ここで言う貿易促進事業とは、何々である」ということじゃないと、定義にならないんですよ。

作本審査役：

そうすると、定義にならないですか、それ以外は。

柳副委員長：

だから、「情報発信が含まれる事業を言う」とか、「事業である」とか、なんかそういうふうにしないと。「含まれる」で切っちゃうと、分かんないですね。

作本審査役：

そうですね。「事業を」、「事業を言う」というような形でいいですか。頭に「事業」で、また最後に「事業」で「含まれる」。

柳副委員長：

だから、「発信」か「含む事業を言う」とかいうんだったらいいですけど。

作本審査役：

「含む」、受け身じゃないので、「含む事業を言う」と。はい、分かりました。

松本委員：

これ(1)、最後、切れてますよね。「ビジネス情報提供」ですかね、これ。

作本審査役：

ビジネス情報。

村山座長：

そうですね。「供」が、「供」の字が、抜けちゃってる。

仲條課長：

提の、「供」の字が、抜けてる。

作本審査役：

ほんとそうだ。はい。「提供」か。

松本委員：

若干座りが悪いのは、(3)が、最後のほうが、「ビジネス開発支援『等』情報発信が含まれる」と言われると、普通はこれ、「等」は、この情報発信の幾つかの例を、表してるように思えるんですよね。なので、どうもこの「等」の置き方が、もしかしたら「情報発信等」なのか。ここの「等」を入れるのに意図があるのなら、それでもいいと思うんですけど。

作本審査役：

「等」、どうなんですかね。どういう意味合いなんでしょうね。

松本委員：

若干、ここに「等」が入ると、情報発信の中身を指してるような気がしてしまって。

作本審査役：

ただ、ここに「の」を入れちゃうと、「の」が 3 つ並んじゃうんですよね。いや、これも、元の文章から、そっくりコピーした文言なんですけど。

村山座長：

うん？元の文章。

作本審査役：

元の計画からですけど、ここに「の」を入れると、「の」が 3 回並んじゃって、読みづらい

文章になるという。

松本委員：

中期計画にこう書いて。

村山座長：

中期計画の中に。

佐々木主幹：

ああ、そういう意味。

作本審査役：

中期計画が悪いんですよ、元は。

佐々木主幹：

いや、悪いつちゃ。

作本審査役：

そんなこと言えない。

佐々木主幹：

ここは皆さんで調整して。

村山座長：

はい。そうですね。

佐々木主幹：

読みやすいように修正するというだけでいいと思います。

村山座長：

はい。では、そこ、もうお任せしますので。

作本審査役：

すいません。

村山座長：

では、(3)に移ってよろしいですか。(3)は、今いかがでしょう。

作本審査役：

これ、以前に、石油の事業だとか、ここに書いてある地球環境適用型って、この事業が、今まで皆さん方に報告して見ていただいたときの事業名称ですけど、これが刻々と変わっていきますんで、案件形成調査ということで、名称を一本化、まとめると、束ねるという形できかないか、ということで書いたものです。内容的に特に議論は。

村山座長：

最初の3行は、今のガイドラインと同じですね。

作本審査役：

はい。

村山座長：

はい。

松本委員：

これ、しかし、外部からの委託との整合性がつかなくなっちゃいますよね。

高梨委員：

そうそうそう。これ、おかしいよね。

松本委員：

これは。

4 高梨委員：

前のままだから、これ。

松本委員：

ほかが、「外部からの委託」というふうに表現が変わっているの。

作本審査役：

ああ、そうか。この「経済産業省等」のところですね。

松本委員：

「案件形成調査」という言葉を残すのであれば、ほかの部分でも残っていいのかなと思いますけど。

作本審査役：

METI 以外のも含めてですね。

松本委員：

定義を変えてしまって、全てこの「外部からの委託」じゃなくて、「案件形成調査」というふうな名前を残す、という手もあるのかなと。この定義のほうを使ってですね。

作本審査役：

定義のほうを使って。

松本委員：

しかもね、経済産業省に限定していないということであれば、ここに至るまでに、外部からの委託とか、修正されていたものは、これをもう一度「案件形成調査」に戻すという手はありません。こういう定義されてるのであれば。

作本審査役：

全部を「案件調査」にまとめるわけですね。相手構わず。

松本委員：

ええ。いやいや、そこは現実的な対応がいいとは思うんだけど。

村山座長：

ただここ、(3)の最初の部分は、結構、議論必要かもしれないですね。

松本委員：

そうそう。そうです。中身の議論は必要だと思います。

村山座長：

シーズを発掘するために行う調査と言っていいのかなどうか。

高梨委員：

その前の 5 番のガイドライン順守と説明責任のところで案件形成ってのは、消しちゃったわけですね。

村山座長：

そうです。目的でも、消しました。

高梨委員：

これ、用語として前半に出てくるんですかね、案件調整的に。

松本委員：

出てこないです。

柳副委員長：

出てこないですよ。

村山座長：

前半、ここまではもう全部修正済み。

松本委員：

もし用語を説明するなら、「外部からの委託」という用語を説明しなきゃいけないんです。

高梨委員：

そうですね。

柳副委員長：

外部からの委託ですね。

高梨委員：

これ、このままもとに、ちょっともう直さなきゃいけないんじゃないか、と思いますけど。

これ、大激論をしなきゃいけない。

高梨委員：

案件形成か、そうじゃないかと。

作本審査役：

その定義か。

村山座長：

ただ前の、前の部分を変えるとすれば、あえてここに用語定義をする必要ないかもしれないですね。外部からの委託とは何かなんて、書く必要ないじゃないですか。

松本委員：

でも逆に、何を指すのか分かんないですよ、「外部からの委託」が。委託されたものは全て第3部でやらなきゃいけないとなると、すごくないですか。分かんないですけど。調査以外に委託もあるんですか、ないんですか。

佐々木主幹：

調査以外の委託は。

高梨委員：

結構あるじゃないですか。

佐々木主幹：

ああ、ありますね。

高梨委員：

民間企業からとかね。

作本審査役：

ええ、そうですね。

松本委員：

それを第3部で読むとなると、大変ですよ。

村山座長：

今のところ、この部分までは、「外部からの委託事業」という表現になってますよね。

作本審査役：

うん、「外部からの委託事業」ということで、あり。

村山座長：

それを定義しなきゃいけないってことですか。

柳副委員長：

うん、「外部からの委託とは」というふうに変えないと、5 ページの、ジェットロの中身っての、5 で書いてあるですね、ガイドラインの順守、への環境社会配慮の観点からの事業との整合性がとれないですものね。

村山座長：

そこは定義できますかね。

作本審査役：

「ジェットロ案件形成調査とは、外部からの委託調査を除く」って。

村山座長：

いや、案件形成調査じゃなくて。

柳副委員長：

いえいえ、「案件調査」じゃなくて、「外部からの委託とは」というふうにしないとだめですね。

作本審査役：

それで定義を下すんですか。

村山座長：

ええ。

高梨委員：

そこは、さらっと並べられることできるんですか。

作本審査役：

ああ、ただ。

高梨委員：

民間企業からの市場調査だとか。

作本審査役：

このところ、私、センシティブで、どこまでこの経済産業省という相手を特定して、あるいは、委託をやって、流れ——なんですか、今、契約関係とかなんか変わってきてますよね。そこのときに、どこまでこの相手を特定していいものかどうか、そこで悩んでたんです

けども。でも経済産業省というのは、動かさない事実でもありますし。

高梨委員：

そこは、踏み切っちゃったのね、さっきの、前の5のところだね、外部委託調査ということで。

作本審査役：

ええ。外部でも、経済産業省以外として、見る人が見れば分かります。だけれども。

高梨委員：

まさにこのガイドラインは、通常は民間から委託を受ける市場調査とか、諸々の外部委託全部を包括すると。

作本審査役：

そういうことで。

高梨委員：

非常に広がっていい。

作本審査役：

外側は全部、ちょっと広めた形ですね。

高梨委員：

その中に、省庁からの委託ということで。

作本審査役：

その一つが省庁からの、特に経済産業省からの委託ですということで。

高梨委員：

私は、全部その外部委託、知らないからね。

作本審査役：

今の考え方で、整理の仕方として。

高梨委員：

そうそう。そういう考え方もあるのかなと。

作本審査役 :

ただ、案件形成だけじゃなくて、本当に、調査報告書を、原発使ってやってるんですけども、原発の報告書つくりなさいというのは、民間会社からの委託もあるかもしれませんよね。それ、どう考えるかということは、あるかもしれませんがけれども、それでも、やはりこのガイドラインは、頭ですね、ここに入れてもらいたい、ということがありますね。

高梨委員 :

ちなみに、省庁って、経済産業省以外からの委託ってのあるんですか。ジェットロさん。経済産業省以外の。

作本審査役 :

どうなんですか。ぼく、このあたり分からないですけど。

村上課長 :

あるんじゃないですかね。農水とかね。

高梨委員 :

ああ、一応あるんですか。

作本審査役 :

はい。はい。

佐々木主幹 :

国交省。

高梨委員 :

ああ。すごい広がりを示しますね。

佐々木主幹 :

ただ、大きい小さいはとにかく、小規模のものもの、ありますから。

高梨委員 :

それは、べつに大きい小さい関係なくね。理念だけ。

村山座長：

(3)は、ちょっとここ、第3の議論をしてから。

作本審査役：

そうでしょうか。はい。

村山座長：

決めたほうがいいのかもしいですね。

作本審査役：

はい。

村山座長：

ペンディングにしてよろしいですか。

佐々木主幹：

ちなみに、第3部の基本的な考え方、これはもちろん議論していただくんですが、我々が考えたのは、目次にあるように、委託という大きな枠ですね。第3部というのは外部からの委託という大きい枠で、それをさらに2つに分ける。案件形成とそれからそれ以外というものに分けて考える。

で、従前は、もう完全に案件形成のみという書き方でしたので、ここ点にちょっと関係してくるとは思いますが、基本的にそういう考え方で入れたということですね。したがって、「案件形成」という言葉がなくなるわけではない、という理解でありますけれども。

村山座長：

そうすると、定義もしないといけない、ですかね。

作本審査役：

そうですね。定義をしないといけないですね。

柳副委員長：

だから、それは外部からの委託調査、「委託事業とは、案件形成と調査事業とその他の委託事業を意味する」とかね、「意味し」とかして、その次に続けていけばいいんじゃないですか。

高梨委員：

そうです。先ほどいった「案件形成とは」という話が、また。

柳副委員長：

いえいえ、それは、だからここの中でね、もう少し、「経済産業省等からの委託事業として実施する案件形成調査が含まれる」とか、なんか、なんかそうやって書けばいいんじゃないですか。

高梨委員：

だから、「案件形成」って言葉を使わないほうがいいのかもしれないね。

柳副委員長：

いや、でも使わないと目次との整合性がとれないので。

村山座長：

だから目次は、まだ目次だけなので。

佐々木主幹：

目次は変えられますんで。

作本審査役：

目次も、中身を議論して。

村山座長：

中身を議論しないと。

高梨委員：

おっしゃるとおり、中身を議論してないから。

村山座長：

ええ。ちょっと章のタイトルも決まらないです。

高梨委員：

ええ。

作本審査役：

大きな分類の仕方自体は、もう皆さんにまだ議論諮ってないんで。そこのところは第 3 部、そこはちょっと我々も、悩ましいところです。

村山座長：

じゃあ、(3)は、また第3部の議論を受けて、改めてやりたいと思います。

4については、いかがでしょうか。

作本審査役：

これ、フィジビリティというの、いわゆる JICA さんがやってる FS のことを、ここで定義したということで、そっくり借りてきた表現かと思いますんで、特に手を入れてません。

いや、ジェトロがやるのは FS じゃないと。

村山座長：

すいません、修正点だけ示していただけますか。修正点のみ。

作本審査役：

修正点は、ここで国際協力用語集というのが、文中に入ってたんですが、これも脚注という
ような評価、使い方で説明、あとの CSR のところに出てきますが、脚注を使わせてもらう
形で、文中はなくなりました。

村山座長：

はい、と、よろしいでしょうか。

(5)は、これは。

作本審査役：

5 はですね。手をつけておりません。ステイクホルダーを、いわゆるこれからの応募要領で
すか、それに記入して。

村山座長：

いや、修正点なければ結構です。

作本審査役：

修正ありません。はい。

村山座長：

何か、見え消しがありますけど、これはいいんですね。

作本審査役：

ページを、ページとページあってんで、元の古いページの 4 を消して。

村山座長：

ああ、ページを。はい。

6、(6)は、いかがでしょう。

作本審査役：

こここのところのカテゴリーの説明の仕方ですけれども、「カテゴリー分類し」ということで、文書を短くさせてもらってるんで、内容的には変わったことは全くないんじゃないか、と思ってるんですけれども、「明らか影響がないと考えられるものを除く全案件を対象とする」、ここが一番重要な部分だと思うんで、これはそのままつなげて、中間をちょっと短くさせてもらったという。

村山座長：

うーん、そうか。

高梨委員：

これ、修文する理由は、何なんですか。わざわざ。

松本委員：

全部ペンディングだな、こりゃ。

高梨委員：

今までのあれで、問題があるんなら。

作本審査役：

「スクリーニングとは」ってなってて、もう一回スクリーニングを行うというのは、繰り返す必要ないんじゃないかと思ひまして。

高梨委員：

定義が「スクリーニングとは」という。

作本審査役：

ええ、なってるんで。むしろ後半の文章を束ねて、「対象とする」というところが大事かなと思ひて。そういう、簡略にただけで、特にはないですけど。

村山座長 :

今の修正はいいと思うんですけど、カテゴリー分類の定義を、かなり踏み込んでますね、ここ。これでいいかどうか。これも、ちょっと第3の議論しないと、出てこないですね。

佐々木主幹 :

そうです。ペンディングですね。

作本審査役 :

これは、ステイクホルダーと、このスクリーニングの2つの用語は、ほかでも何か所か出てくるんで、2カ所あるいは3カ所出てくるんで、そこでの統一があったと思う。

村山座長 :

いや、それもそうなんですけど、2種類にカテゴリー分類するって、なってますよね。2種類でいいのかどうかという議論が、必要ではないかという気がしたんですよね。

高梨委員 :

当時は、そういうことで、2種類にしたんですよね。

村山座長 :

ええ。

作本審査役 :

この考え方は、でもちょっと悩んではいるんですけど、とりあえず、あるかないかという、現場からそういう声が出てきたんで。

村山座長 :

ちょっとこれも後、ですかね。「案件形成調査」という言葉も、入っちゃってるので。

松本委員 :

5もそうです。5、6、7は、ですから。

8 作本審査役 :

5、6、7、この3つ。3つとも大事なところなんです。

村山座長 :

ああ、そうかそうか。5も入ってますか。

松本委員 :

5、6、7は、ここで全部ペンディングですね。

村山座長 :

ああ、そうですね。

はい、じゃあ5、6、7は、また第3部の議論を受けて議論したいと思います。

で、第1部は、これで終わったと。ただ、あと30分ですね。

では第2部、いかがでしょうか。

作本審査役 :

じゃあ、変更点だけということで。これも別紙と書いてあるこの1ですね、(1)。解説でCSRのことを説明してる部分が、上半分、下半分に2つから構成されてるんですが、下半分の前の解説の資料がありまして、いわゆるCSR自体がどうであるというような説明、今でも議論続いていますし、あえて必要ないんじゃないかということで、上半分のCSRの背景ですか、そこだけを残す。しかも、それも次の9ページの下に脚注でいいだろうということで落とします。ちょっと長い脚注で、読みづらいこともあるんですが、(別紙1)というようなところには馴染まないということで、脚注に落とさせてもらったほうがいいと思います。

(2)のほうは、特に手を付けておりません。ステークホルダーのところ、やはり先ほどの議論と連携、つながるということで、特に入れておりません。

村山座長 :

ということで、現行のガイドラインの別紙の1に書いてあるCSRのエッセンスを脚注にまとめたということですが、いかがでしょうか。

作本審査役 :

CSRの説明の、いわゆる前半部分は、9ページの下に赤字ですが、その2つ目の説明項目の、10ページから11ページにかけて、特に2の「CSRの基本的考え方」というところを全面削除ということで、赤い線で消したものです。

柳副委員長 :

社会的に定着してるということですね、このものが。

作本審査役 :

定着してる。これ、何も説明する立場に JETRO はないということですけど。むしろ、この前半もいらんんじゃないかと私は思ったんですが、ちょっと極端なんで、とりあえず残したんで、皆さん方のご意見で。

村山座長：

特にご意見なければ、とりあえずこのかたちで進めたいと思います。(2) は、修正ないですね。

作本審査役：

(2) は、これはありません。ただ、他と一緒に合わせて議論していただきたいと思います。

村山座長：

2 の「事業主体としての JETRO の環境社会配慮」、ここはどうでしょうか。ここも特にないですね。

作本審査役：

ここは、定義、入れてません。Inbound、Outbound でそういう区別をしておりますが、今のこの新しい事業の積み上げというんですか、構成からしてどうなのかなということはありません。ただ、ここで表があるんですけども、Inbound、Outbound、仮に残した場合には、大きな——20 ページですが——柱を残すんですけども、順番としては、Inbound 中の「開発途上国との貿易取引の拡大等」というのと、「対日投資の促進」ですか、縦に並んでる列あります。これを置き換えるんじゃないかという、右左、移動するというで。これは先ほど計画から流れてくる考えからすれば、そうなるんじゃないかと。

あと、ちょっとこれは細かくてすいませんが、これ、ちょっと表に手を入れられなかったんで字句を直せなかったんですが、「想定されるリスク」という①からずっと縦に並んでる真ん中にある行なんですけれども、私、ちょっと目に留まったのは、「労働者の権利不履行」と書いてある。これはちょっとおかしいんで、労働者の権利……何て言いましたっけ……ちょっと修正の文言、持ってこなかったんですけども、この言葉ともう一つ次が、⑨番。「社会的～未実施」と書いてあるんですけど、これ、「未」じゃなくて「不実施」だろうと。

あと、労働者の権利の……ごめんなさい。後でちゃんと申し上げますけど、用語が不適当だということで、「不履行」という言葉を置き換えたいと。

佐々木主幹：

剥奪とか。「権利の剥奪」「侵害」？

作本審査役：

「権利侵害」という言葉のほうが。「労働者の権利侵害」ということ、⑥。

村山座長：

⑨が、評価の不実施。

作本審査役：

「不実施」。まだやってないというんじゃなくて、やるかやらないかの不実施というふうに考えたんですが。これが今の表の部分ですね。以上です、まず。

村山座長：

よろしいでしょうか。では、2番のそのかたちと……。

柳副委員長：

この「権利不履行」の「の」を入れないと、認められた権利侵害になっちゃって、おかしいじゃないですか。「認められてるの？ 権利侵害が」ということになっちゃうから。「の」を入れないと。

作本審査役：

そうですね。「認められた」がおかしい。「認められた労働者の権利の侵害」ですね。

作本審査役：

ありがとうございます。

村山座長：

では、3番に入りたいと思います。ジェットロの支援。(1) はいかがでしょうか。

作本審査役：

これもすでに説明した CSR の参考資料を脚注に持つてくるということですね、3の(1)。(2)のところが、表題が昔「サプライチェーンの」ということだったんですが、これを皆さん方のご意見聞いて直したいと思ってますが。文章ほぼそのまま残しておるんですけども、この当時は、私の聞く限りでは、当時の部長さんが「サプライチェーンまではジェットロは対応できない」というようなことを強く言っておられたのを、記憶してるんですけども、今はもう、サプライチェーンにまで範囲を及ぼすというのは、世の中、当然に近いことになっておりますんで、そういう意味で、この表題自体がまず合わないんだろうという考えがあります。

(2) ですね。そういうことで、途上国におけるビジネス開発支援等の配慮、これは計画書か何かから持つてきた表題で、ここと本文との整合性はまだちょっと十分に議論しておりま

せん。ただ、ここで (1) (2) で積み上げて、3 番目に実践事例というようなことが入ってるんですけども、この辺りの実践事例を紹介する必要があるんだろうかというところで。ジェットロらしさを出せということもわかりますし。今ある文章をどうやって改定するかというような、ちょっと宿題がありますんで、ちょっと頭痛いところです。

村山座長：

今日の案では、(2) の見出しが変わると。

作本審査役：

(2) のところは、後半のサプライチェーンの説明のところは全部削除したと。3 行削除したと。

村山座長：

(3) は、今のところ残すということですね。

作本審査役：

文章そのまま、取りあえず置いてあります。

高梨委員：

この (2) のタイトルですけど、これ、「開発支援等への配慮」というふうに、なんか、ずいぶん曖昧な……。

作本審査役：

ええ。この表題は、重要計画か何かから持ってきたんですね。取りあえず入れておいたんですが、ジェットロの事業。これが本文と合っていないということは、私も認識して。

高梨委員：

「支援等」って、他に何かあるのかなと思ってね。

松本委員：

だから、さっき言ったのと一緒ですね。

高梨委員：

これはもう「開発支援」で切ってもいいんじゃないかと。

松本委員：

中期計画にそう書いてあったやつですね。

作本審査役：

少なくとも、「等への配慮」というのは、いらないですよ。

佐々木主幹：

そうですね。ちょっと検討。なければ外すという。可能性がなければ。

高梨委員：

別に、中期計画に全部そろえなくてもいいんじゃないですかね。

作本審査役：

そのところはどうなんですかね。中期計画の表題に、柱にそれ……。

佐々木主幹：

そこは、義務ないと思いますので。

高梨委員：

中期計画、どこかで引用とか、あれはホームページか何かで出してるんですか。

佐々木主幹：

出してます。

高梨委員：

であれば、欄外にリファーして。

佐々木主幹：

コメント。はい。

村山座長：

10年に一度の改定だったら、あんまり中期計画にそろえるのも。少しご検討いただいたほうがいいような気がしますね。

佐々木主幹：

そこは JICA さんも同じで、やっぱり独法なんで、4年ごとに計画を立てて。ただ、ガイドラインの記述は、一応目途として10年ということがありましたんで。ここは、作本さん、

こだわるところではないですよ、うちとしては。

作本審査役：

ただ、うちのジェットロとして、政策を一番外向けに明らかにして、透明性確保してるところは、この中期計画。

佐々木主幹：

いや、中期計画はそうなんですけども……。

作本審査役：

それに沿った柱の積み上げになってますから、ジェットロとしての基本スタンスは、やっぱりどこかで示しておかないと、という……。

村山座長：

それはそうだと思うんですが、次の中期計画であまり変わらない表現にしておかないと、またおかしくなっちゃうかな、ということなんですけど。

作本審査役：

そうですね。それも事業費名の変更と同じように、軽く考えて。軽くじゃいけません、中期計画ですから。字句合わせをしていけばいいんじゃないかな、というふうに思うんですけどね。

村山座長：

ちょっとそこは、ご検討いただけますか。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

ということで、一応、第Ⅰ部、第Ⅱ部は通して議論をしていただきました。何か、全体を通じてご発言あれば、お願いいたします。

松本委員：

やっぱり実践事例を載せるかどうかは、決めたほうがいいですよ。

作本審査役：

そうですね。

村山座長：

いかがでしょう、その点は。これは現行でも入ってるんですが、実際に取り込まれたということなんでしょうか。

作本審査役：

これが我々を悩ませた一番の材料で、時間的にも古くなってきてるし、かといって実践事例というのはジェットロの有り様も含めて紹介することが好ましいというのもわかるし、さあ、それを改定するにはどうするかといういくつかのハードルがありますんで、皆さん方に。

高梨委員：

これ、元々、付けてたんでしたっけ。

作本審査役：

ええ、付けて……。

松本委員：

今、置いてあります、机に。別紙がある。

作本審査役：

これに入ってなかったですね。手元に入ってます。別にお配りしてる、この2枚綴りのこれに、入ってるんですね。

柳副委員長：

赤道原則みたいなやつは、ここには入ってないけれども、それも入れたらいいんじゃないですか。この実践事例というのは、あくまでも普及啓発の一環なので、新しい情報というか、もう赤道原則は、前からやってるんでしょうけど、でも、そういうことを知らない人が多いわけだから、だからそういう意味で、実践事例を示して普及啓発やってるわけですよ。それは内容的に少しバージョンアップしていくとか。

作本審査役：

ですから、望ましいという意味では望ましいんです。ただ、これの改定を毎回これから続けていくのかどうかという、作文をどうしようかという、そこところが。それだったら、もう記念碑として、古いものでもこのまま付けておくかと。改定の対象にしなかったというので、取りあえず付けておくかと。

柳副委員長 :

でも、新しいやつも入れたらいいんじゃないですか。

作本審査役 :

分担してつくる、作業を。

柳副委員長 :

それは、お仕事増やしちゃいけないかもしれないけど。

村山座長 :

ただ、入れるとしても、更新がしやすいかたちのものですよね。ガイドラインの資料にしちやうと、改定しないとイケないみたいな話になっちゃって。

作本審査役 :

今のは、しづらくなってますね。

高梨委員 :

むしろ脚注にリファーできるように。ジェットロのホームページとか。

作本審査役 :

そうですね。「ホームページ参照」ぐらいのところではけると、一番良いかたち。

田中委員 :

ここには全部入ってますよね、ホームページのあれが。

作本審査役 :

ですから、今これがあるかどうかだって、勝手にしてみなきゃわかんないですけどね。ISO 訪問とかって。

柳副委員長 :

だからそれはチェックして、URL を付けて。

村山座長 :

高梨さんがおっしゃった意味は、各事例のホームページのウェブサイトのアドレスというよりは、こういった内容がまとめられてるジェットロのサイトという、そういう意味合いですよ

ね。

高梨委員：

ただ、それをやるとまとめなきゃいけないから。

作本審査役：

そっちのほうが大変なんで。

高梨委員：

これをやるとなると、おっしゃるとおり、アップデートしてないから。まして 10 年ということになると。

作本審査役：

そうなんです。取りあえず、くっつけておくのか。10 年となると次のこともあるし。

松本委員：

でもアップデートしてないとなると、ガイドラインがこの項目を遵守してないということなんですよね。ここは各種実践事例に関する情報収集・蓄積して、それを提供しなきゃいけないわけですから、当然ジェットロは蓄積して、情報としてストックされてるはずなわけですよ、もしこの項目に従って事業されていれば。

村山座長：

これまでの活動ということですね。

松本委員：

ええ。なので、普通はこれをホームページにアップすれば、どうですかというふうに。そうしないと、この項目の意味がないですよ、実は。ガイドラインのこの項目自体は。

作本審査役：

それ以前に、環境報告書みたいなのを社会的には持つ時期かなと思うんですね。外も調べましたというのもいいんですけどね。

村山座長：

今の議論で言うと、毎年やってる諮問委員会で、そこについて、やっぱり我々のほうもちゃんと問題提起しないと。

高梨委員 :

ただ、これつくったとき、やっぱり志が高かったから、どんどんやろうと言ったけど、CSR についてどんどん更新しても、ニーズがあるのかなど。むしろどこかリファアできるようなものが逐次更新していくとか。

作本審査役 :

CSR だったら、いろいろホームページで出てますし、海外のもありますし。

高梨委員 :

ジェトロさんのホームページでどこかに置いておくとかね。

作本審査役 :

ジェトロでそこまで、今、CSR の普及は、職員研修等ではやってると思うんですけども、ただ、ジェトロのスタンスとして CSR はこうだということまでは打ち出してはないんですよね。要は職員研修、内部向けのところで。企業に CSR を普及という、そういう活動はされてるんですかね。

柳副委員長 :

でも、代表事例で 6 つだけですからね。だから、その 6 つの中身も、やっぱり 5 年で見直したときに、やっぱりちょっと中身も手を入れておかないと、過去のやつをいくらやっても、もっと先行ってますよということもあるかもしれないので。だからそれはさっき松本さん言ったようにブーメラン効果みたいに。誰が見るのというと、やっぱり委員会の中で、ここはどうなってますかと言われてたら、ここはこういうふうに、今はこうなってますよというのを我々もやっぱり見なきゃいけないということもあるので、作本さんのすべての仕事だと言ってるわけじゃないですけど。

松本委員 :

アジ研のレポートとかを見れば、たくさん出てるんじゃないですか。

作本審査役 :

いや、アジ研はこういうところまでは、やってないですよ。

松本委員 :

海外何とかレポートとかに、短く書いてるじゃないですか。ちゃんとした報告書じゃなくて。

作本審査役 :

昔、私がいればやってたかもしれないけど、今は引き継がれていないというのは、やってないと思いますよ。むしろ、ミャンマーのことやってますよ。

高梨委員：

ここで事例を見ても、電子機器産業だとか、木材製品とか化学産業、農業分野とかね。

作本審査役：

ジェトロの本命の部分なんですよね。

松本委員：

できたらいいと思うんですけど、こういうの。

高梨委員：

これがガイドラインでやるような人たちが必要な……。大きな意味でジェトロさんのクライアントということでは、あれかもしれないけど、ちょっとあまりにも狭いというか、個別具体的なあれになってきて。

作本審査役：

CSR が個別具体的なこの 6 つを紹介するんだとすると、CSR の全体的な流れとか一緒になって、むしろ ISO ですよ、今一番の動きとしては。国際的な基準化というか、そちらのがまずあつての各業界というか、産業界の動きというふうに私は見るんですが。

高梨委員：

ちなみにチェックしてないかと思うんですけど、この URL に出てくるホームページは、それぞれですね。ここは更新されてるんですかね、内容が。

村山座長：

それは甚だ怪しいですね。

作本審査役：

私も開いていません。

高梨委員：

そしたら、そこをガイドラインに入れても、結局そういうのが実施されてないと、あんまり、松本さんがいつも言うように、意味があるのかなと思うね。

村山座長 :

少なくとも (3) の普及啓蒙を進めていくということは、入れておいたほうがいいですよ。それを外すということになると、ちょっとあまり……。

作本審査役 :

そうですね。タイトルにも必要だと思いますね。

村山座長 :

その事例を出すかどうかの議論だというふうに、理解していますか。

松本委員 :

ガイドラインには載せないけれど、ガイドラインにこう書いてあるんだから、ホームページで更新してくださいというのを我々がお尻を叩くということですかね、むしろ。

村山座長 :

そうすると、最初の文にある「具体的には別紙に示されているように」というのを外して、他を生かすというのは、ありますか。あえてここで、また CSR 活動について言及する必要はない気もしますが。取りあえず、そういう修正はありますか。

作本審査役 :

CSR について企業に対して啓蒙することが、ジェトロの本体の事業の大きな部分であるというようなことは、認識としてあるんですよ。企業向けにそういうことを。

松本委員 :

ジェトロの CSR 報告書、あるんですけど。ジェトロの CSR 報告書というのはない？

作本審査役 :

出してないです。そこからじゃないですか。

柳副委員長 :

まず出さなければね。人のことばかり言って、自分が「やってません」と言うんじゃ、ちょっと恥ずかしいですよ。

佐々木主幹 :

これ、事業の中身と申しますか、規模の関係もありまして。この村上のほうでやってる受託の事業というのは、これはうちの会社としては破格に大きいんですね。大きいという意味は、

インパクトが。一つ一つの事業って非常に小さいわけで、何々展示会をやって、中小企業を連れて行って支援をするというような次元が、それを束ねたのがうちの会社なんですね。あるいは専門家を1人、2人、3人派遣するとか、非常に小さい。そうすると、こういうCSRまで、要するに、通常業務をやって、頭がいかないんですね。本当に案件形成だけ、これ、ガイドラインに取り上げられたというのは、やっぱりそういう理由。つまり、ここの事業が、断トツに大きいといいますか。実際はディスカッションもしないわけですが。そういう意味で挙げられてるわけで。これを更新するの、当たり前でしょう、と言われると苦しいのが、普段そういう、そこまでインパクトのあることは、あんまり実際やってないんですね。ですから、そこら辺、たくさんあるでしょうと、松本さん、おっしゃったんですけども、これ、職員に「ちょっと書け」と言ったら、途端に、多分、筆が止まっちゃうというのが現実だと思うんですね。だから、「更新、わかりました。やります」とか、すぐに今、返事できないのが本音のところなんですけども。

高梨委員：

だから当時を振り返れば、さっき言った、志高くて、こういうのをやっていこうということで入れたんですよね。ただ、今現状、僕ら産業界から見ると、もうCSRというよりは、BOPとか、だんだん意識というか、観点が移ってきてるんですよね。だから村山先生が言ったように、本当、これを残しておく、またCSRなんか、特異なあれになって、なぜそれだけわざわざ入れるのかと。

作本審査役：

そうですね。むしろBOPなんて言葉が出たら。そうですね。むしろCSRって、一般用語になってますからね、今。そういう意味で、先ほど脚注に落としたCSRの背景も、あれももういらぬ時代かもしれないですね。ただ、これを補足するという意味でのこういう、知らないというんだっただらば、関連のウェブサイトではこういうものがあるというような列記ぐらいはありがたいかとは思いますが。原則についてこういうのがあると。

村山座長：

ですからCSR活動に限定する必要は、ここの意図では実はない気がしていて、むしろ3番のタイトルにある企業の環境社会配慮の事例を普及啓発、啓蒙するというのが目的のはずですよね。

作本審査役：

いや、そのところは、どういう議論を前なさってたんですか。

村山座長：

いや、ちょっとそこら辺は……。

作本審査役：

私は、企業の環境社会配慮の意識を高めるということが、CSRとして頂点にまず置いて、その一部として、環境社会配慮を位置付けてたように、私は読んでたんですけど、そうじゃない？ 策定の中で。本体がやってる仕事は、実務よりも情報提供だからと。じゃあCSRの啓蒙普及を行いましょ、というのが、ジェトロ本体の事業で。実際、その案件形成のところでは、環境社会配慮と。ピラミッド型の一部が、環境社会配慮というふうに、考えてたんですけど、どういう体系を持ってたのか、ちょっとわからないもんですから。

村山座長：

多分、前はCSRがかなり全面に出ていて、別紙までつくっているの。それを軸に考えてたんだと思いますね。

作本審査役：

特にやることがないから、ということだったんですかね。訴えるものがないからと。

村山座長：

というか、CSRという言葉ですべてが含まれてるみたいな。

作本審査役：

やっぱりピラミッドですよ。

村山座長：

基本的に（3）の趣旨は残すということでもいいと思うんですけど、表現については、ちょっとご検討いただけますか、また。

作本審査役：

はい。

柳副委員長：

だから結局、別紙をこれに載せるか、それともジェトロの環境社会配慮の活動中に、こういったやつをアップしておいて。アップしてないんでしょう、今。

作本審査役：

アップしてないですよ。

佐々木主幹 :

環境社会配慮というものが、委員会とガイドラインの紹介以外では、特に設けてないですね、別枠で。

柳副委員長 :

だから冊子のほうにやるか、ホームページに、これをつくったときに「こういうものがありますよ」と言って紹介しておくか。それがなければ、これをここから外しちゃうと、この別紙というやつを外すかどうか、という議論との関連で。外すんだったら、ホームページ上で載せておく必要があるし、外さないんだったら、これをこのまま付けておかないといけないし、それも古いままでいいのかと言われちゃうと、それは見直さなきゃいけないという作業が入りますねということですよ。

村山座長 :

そういう意味では、例えば最後の文で「実践事例を公開し、普及啓蒙に取り組んでいく」とか、そういう表現になりますかね。

柳副委員長 :

そうですね。

作本審査役 :

はい。

村山座長 :

ちょっとその辺りで、ご検討いただけますか。

作本審査役 :

はい。

村山座長 :

ありがとうございました。

全体を通じて、何か他にいかがでしょう。

高梨委員 :

この最後の表は残すんですか。この Inbound、Outbound。

作本審査役 :

これは、わかりやすいということで、残すということにしてるんですが、これがないと、ジェットロの事業と、一般で言うところの配慮項目との接点がなくなっちゃうんで。見やすいし説明しやすいしということで。ただ、ここで「参考となる」という言葉を、ちょっと前にお話ししたときのところに、入れさせてもらってまして、「条約からこちらを参考として引き出したようである」と。「条約そのものが規定してる項目ではないですよ」ということだけは、入れさせてもらいました。

田中委員 :

この条約のところ、前回の議論のときに、この分け方が本当にぴったりか、というのがありましたよね。そうすると、一言、何か入れておいたほうがいいのかというのは、どこに入ってますか。

作本審査役 :

一言というのが、この「参考となる」ということで、我々、参照する場合の、ということで逃がしたつもりなんですけど、表題のところ。

田中委員 :

タイトルのところですか。

作本審査役 :

タイトルのところで。

田中委員 :

そうすると、ここの枠の中の右の一番上の「国際的な条約、枠組み」も、これ、参考となるというのを、ここにも入れておくと、よりわかりやすいかもしれませんね。

作本審査役 :

そうしましょうか。

村山座長 :

前回、確か、そういう議論でしたね。

田中委員 :

ありましたよね。

作本審査役：

こっちも「参考となる国際的な条約」というふうにさせていただくと。

村山座長：

他、いかがでしょう。だいたいよろしいでしょうか。そうすると、あと 7～8 分ありそうですが、第Ⅲ部の議論を少しだけしますか。といっても、ちょっと議論には多分ならないと思うので。

作本審査役：

ただ、皆さん方の感触だけでも聞けると、ありがたいですね。

高梨委員：

これ、案か何か出てくるんですか。第Ⅲ部のドラフトの案みたなもの。

作本審査役：

作業、途中で、やっぱりちょっと、今日配付するには早いだろうということで、やめちゃったんです。

村山座長：

何か今のところ、基本的な考え方とか方針とかあれば、お話いただけると。

佐々木主幹：

基本的には分類の仕方、それから名称等は変えないといけないと。あとはまだいじっていない段階です。進め方なんですけど、裸の状態、つまり前年のまま、ご意見いただきながら修正していく方法と、ある程度事務局で、事務局はこう考えますという紙を出していただいて、それをたたき台にして進めていただくのと、どちらがよろしいか、ちょっと今日ぐらいに決めていただくと、その準備……。

柳副委員長：

後者のほうがいいんじゃないですか。裸で好きなこと言っても、それはジェットロのほうでできませんと言われちゃったら、それまでの話ですから。

村山座長：

というご意見がありますが、いかがでしょう。

松本委員：

それでいいと思います。ただ、基本的に村山先生が以前出された紙に、懸念事項というかが書かれていて、それが全部、どういう対応になってるかが、分かればいいのか、というふうに思います。

村山座長：

というようなかたちで、もしご提示いただけるようであれば。

作本審査役：

例えば私どもも事務局レベルというか、現場の人たちと一緒にあって、ここにおられる方々、話してるんですけども、いわゆる契約方式が変わった、というようなことが、どういうかたちで、これに仕組みというか、全体構成に影響を与えるのかということ、まだ読み切れてないんですね。読み切れてないというか、議論がまだ。現場の感覚もわかりませんしね。それからことで。もちろん相手の役所のあることであるし、それ以外にも及ぶということで。そこら辺では、今まだ議論を継続中なんです。事務局というよりも、現場サイドと。

あと、もう一つの、松本さん他から出されてる、事業の進捗度。これを表現できるのかできないのか。我々としては、どの報告書が対象だ、どういう進捗度合いだということを考えるのは、整理する上ではとても便利な概念なんですけど、それをここで入れれば入れるほど、何か他のところでの議論の仕方に影響を与える部分があるんじゃないかと。読めないとか見えないところがあって、そこをどういうふうに調整するかということが、悩みのところなんです。

村山座長：

多分、そこが一番大きい問題点の一つだと思うんですけども。

作本審査役：

Ⅲ部のまさに核心だもんね。そこにステークホルダーと、スクリーニングのリンクも、かかってくる。

松本委員：

それが要するに、企業側から応募があった際に、すでにどの程度の調査がなされているのかということを書いてもらえるかどうかじゃないかと思うんですね。ジェットロ側がどこまで把握できるかというのは、ちょっと若干難しいし。年度の半ばぐらいになっちゃうと、今度、対応が難しいでしょうから、最初の応募段階で向こうの書類を見て、これはもう FS があるんですねとか、それを判断できる情報が提供される必要があると思うんですね。ですから、そこに経産省に対してジェットロが言えるかどうかというか、そこにかかっているんでしょうと推察しますが。応募書類の中にこれは入れてほしいんですけど、と言えるのかな、しかし。

受託をする側がそんなことを言えるのかどうかも、僕もちょっとよくわからないので。

高梨委員：

そういう意味では、発注元と委託元である経産省が、ここで議論してる案件形成という初期段階のものに絞るつもりがあるのか、それとも現状のように、先に進んだような段階で、次につながればいいということで、幅広く考えておられるのか。だからもし後者であれば、僕らのガイドラインは、Ⅲ部をもうちょっと変えなきゃいけなくなると。つまり委託元も外部からの委託ですから、これはジェットロさんが云々できないんで。クライアントのほうはどうお考えなんですか、ということがはっきりすれば、それに合わせざるを得ないんですよ。経産省は別に、案件形成だけにこだわってませんと。

作本審査役：

実際は私の聞いてるところが、正確かと思えますけど。いわゆる何本というか十把一絡げでもって、この事業を委託しますよというかたちで来るわけですね。その中には、いろいろ、さっきの進捗度合いとか、何かの様々なレベルのものが混じっていると、そういうかたちで、応募してみなければ、まだわからないという、そういうようなことになってるんじゃないか、と思うんですね。

高梨委員：

いやいや、経産省のほうの審査委員会があつて、彼らのほうでスクリーニングするとき、案件形成の前に絞るのか、それともある程度進んだやつを踏むのか、それをジェットロさんのほうで前年度実施した結果、こういうばらつきがありましたというのを、経産省にフィードバックして、次の審査会にはそれを配慮してもらおうと。そのときに分けるのかというような審査方針というのを、経産省で考えてもらえるのかどうか。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長：

こちらで議論されてつくられた意見書を、そういう審査委員の方にフィードバックすることは、METI のほうも、了解いただいていますので、そこは大丈夫だと思うんですけども。ただ、来年度、これがどういうふうになっていくかについては、また公示も出てないような状況の中で、我々から「こうですか」とかいうのは聞けないんですよ。どんな公示が出るのか、METI の方針なのかというのは、まだわからない状況ですし、多分、まだ議論をしているような状況なのかなというふうには思いますね。

高梨委員：

僕らの理解は、従来どおりだというふうに、聞こえてますからね。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長：
そうですか。

松本委員：
どうしても混ざるといことですね、現実には。

高梨委員：
おそらく、そうなるんじゃないかと思うね。そうすると村山先生のペーパーで分けていくし
かない。

村山座長：
そういう意味で、ちょっと次回は、基本的な考え方というか、その辺りをそちらから出して
いただいて、少しフリーにディスカッションするという。文言を詰めるということを一回や
らないと、先に進めないような気もしてるんですけど。よろしいですか、それで。

作本審査役：
座長のおっしゃるとおりで、第Ⅲ部については、言葉の手直しする以前に、大きなところで。
ただ、それも我々、情報不足なんで。認識不足というか、そういうのもありますんで、判断
つけ難いところもあるんですね。

村山座長：
わかりました。それでは、次回は、今日ご議論いただいた第Ⅰ部、第Ⅱ部の修正案を再度出
していただくと。それをまず議論していただいた後に、第Ⅲ部について、基本的な考え方
を出していただいた後、ディスカッションというかたちで、よろしいでしょうか。ありがとう
ございます。
では、次回、いつごろに。

佐々木主幹：
ひと月目途で考えると、3月の、水曜日が27、木曜日28、金曜日29なんですが、今日、木
曜日なんですが、ちょっと木曜日、うち、役員会があつて、仲條なんかもちょうと抜けるも
んですから、水、金あたりだとありがたいな、ということなんですけれども。例えば27。

村山座長：
いかがでしょうか。

松本委員：

この時間帯ですよ。

佐々木主幹：

それはフレックスで。午後でも大丈夫です。

松本委員：

午前なら大丈夫です。

村山座長：

私も、午前中であれば、どちらでも結構です。

田中委員：

27 日でした？

佐々木主幹：

高梨さん、柳さん。

高梨委員：

僕は午後ならいいです、27 日。午前は予定入ってる。29 日は、今のところ空いています。

村山座長：

そうすると、29 ですかね。

柳副委員長：

ちょっと 29 は一日ちょっと予定が入ってるので、むしろ 27 日だと、まだ調整はできますけど。

村山座長：

そうですね。どうしましょう。

佐々木主幹：

高梨さんはだめなんですか？

高梨委員：

そうですね。10 時からちょっと会議が入ってて。

村山座長 :

他の可能性を探しますか、じゃあ。

佐々木主幹 :

あるいは翌週。それよりもちょっと前だと、うちのほうも苦しいなという感じですね。

高梨委員 :

これ、ガイドラインの修正のスケジュール感というの、どうなんですか。

村山座長 :

そうですね。

佐々木主幹 :

目途としては、次年度の第 1 回目の委員会、つまり 8 月ぐらいまでに結論が出て。ただ、8 月に終わりました」じゃ、多分遅いと思いますんで、もうちょっと早め。3、4、5、6 ぐらいまでセッションをやって、何かまとめられれば、という目途を思ってるんですけども。

高梨委員 :

基本的には、次回の経産省の委託を受けるときまでに、できてればいいという感じですね。

佐々木主幹 :

ただ、高梨さん、これ、1 年ずれますから、実際、新しいのを適用するのは来年度からなんですね。

高梨委員 :

じゃあ別に、8 月とか 6 月に別に縛られない？

佐々木主幹 :

縛られません。それは大丈夫です。ただ、きりなくやっても、皆さん疲れるということもあって。ある期間、半年ぐらい集中してという意味なんです。

村山座長 :

次の週はいかがですか。

松本委員 :

読めないですね。

村山座長 :

厳しいですか。ちょっと厳しいというご意見が多いですね。

柳副委員長 :

4月、暇じゃないですか、頭。

松本委員 :

読めないんですよ。

村山座長 :

読めない？

松本委員 :

逆に読めないんですよ、4月。

村山座長 :

松本さん、ちょっと重職に就かれるようなんで。

作本審査役 :

殉職？

松本委員 :

殉職じゃ、死んじゃいますよ。

柳副委員長 :

重職にね。学科主任じゃ、大変だからね。

松本委員 :

学部主任です。

柳副委員長 :

学部主任は、いろんな雑用がでできます。

作本審査役 :

やっぱり3月中に一回どこか。

村山座長：
やりますか。

佐々木主幹：
逆に火曜日の 26 なんかは。ちょっと前にさかのぼって。

松本委員：
午後だったらいいですけど、午前中は会議が入ってますね。

佐々木主幹：
村山先生は？

柳副委員長：
私、ちょっと午後は厳しいですね。卒業式後ならいい。

松本委員：
25 だったら空いてますけど、まだ。

佐々木主幹：
月曜日？

松本委員：
ええ。

村山座長：
25 は調整可能ですが、いかがでしょうか。

佐々木主幹：
大丈夫ですよ。うちは大丈夫ですが、月曜日ですけれども、大丈夫ですか。

村山座長：
それは全然構わないと思いますけど。

村上課長：
僕、いません。出張中。いません。

佐々木主幹 :

いない? 課長いないと、結構、Ⅲ部は……。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長 :

でも委員の方がおられますし。

柳副委員長 :

おられたほうがいいと思いますよ。

佐々木主幹 :

それは、やっぱりだめですよ。というのは、昨日もディスカッションしたように、認識が全然違ってる場合もあるし、内部だけでも。やっぱりいていただかないと。いつだったらありますか。

村上インフラ・プラントビジネス支援課長 :

27に帰ってきますんで。でも先生の都合で。お忙しいのは。合わせること、できないと思いますから。

佐々木主幹 :

ただ、Ⅲ部に限っては、やっぱりいていただいたほうがいいと思いますよ。

柳副委員長 :

28はどうなんですか、午後とか。

佐々木主幹 :

午後は大丈夫です。失礼しました。午後は大丈夫ですね。

柳副委員長 :

僕は午後だったら大丈夫です。

村山座長 :

28 午後はいかがですか。

高梨委員 :

28 の午後? 遅めならいいです。

村山座長 :

例えば ?

高梨委員 :

ちょっと午前中、お昼挟んで、我々、臨時総会をちょっとやる予定なんです。ですから 3 時以降というような感じであれば。

佐々木主幹 :

28 日 3 時からでいいですか。

村山座長 :

28 日木曜日、3 時から 5 時でよろしいですね。ありがとうございました。では、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

佐々木主幹 :

それから、議事録なんですけれども、ちょっと枚数多いんですけども、できあがった段階で、皆さんにメールするよういたしますので。

////////////////////<終了>////////////////////